

第 4 5 回

中国地域口腔公衆衛生協議会

令和 3 年 1 0 月

中国地域歯科医師会連合会

(当番 鳥取県歯科医師会)

ご 挨拶

中国地域歯科医師会連合会
鳥取県歯科医師会
会 長 渡 部 隆 夫

1年半以上にわたるコロナ禍の中、中国地域歯科医師会連合会の先生にはたゆまぬ地域歯科医療への貢献のため、日々御苦心されながら歯科医療に取り組んでおられると拝察いたします。

ワクチン接種率が50%を超えた最近、やっとあの爆発的な感染者増加も少しずつ減少していき世相も落ち着きを取り戻しつつあり、希望の光が見えつつある今日この頃です。しかしながら、この新型コロナによる感染症は何分にも人類が初めて経験する感染症であり、これからどうなっていくのか誰にも解らない、暗中模索の状態です。

中国地域の先生方にも、ここしばらく直接お会いすることもかなわず、もどかしい状況が続いていますが、ワクチンの有効期限、新種株の発生など諸事の事案を鑑み、第45回中国地域口腔公衆衛生協議会、今年度も書面会議での開催とさせていただきました。

誠に残念ですが、コロナ感染症の1日も早い収束を願い、来年度の現地開催に期待するとともに関係各位のご健勝を衷心より念じ、ご挨拶とさせていただきます。

ご 挨拶

厚生労働省医政局

歯科保健課長 小 椋 正 之

皆様におかれましては、日頃から厚生労働行政に多大なるご支援とご協力をいただいていることにつきまして、改めて御礼を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大下においても、健康な生活を送るためには、口腔の健康は重要です。地域の歯科医療機関の先生方におかれましては、院内感染防止対策に取り組みつつ、歯科医療提供体制を維持していただいているものと承知しており、改めて敬意を表します。

人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸がより重要になっている中で、高齢になっても健康でいるための基本は「自分の口で食べること」です。そのためには、従来から行っていただいている歯科治療だけではなく、在宅で療養する患者等、歯科医療機関の受診が困難な方に対する訪問歯科診療も含め、歯科疾患の予防・重症化予防の取組や口腔機能の維持・向上を図ることが重要であり、歯科専門職の方々のさらなる活躍が期待されます。

こうした中で、「経済財政運営と改革の基本方針2021」においても、引き続き、歯科口腔保健の充実や歯科保健医療提供体制の構築等に関する記載が盛り込まれました。

厚生労働省では引き続き、歯科保健医療の充実に向け生涯にわたり途切れない歯科保健対策に取り組んでいくこととしており、各地域におかれましても、歯科医師会をはじめとした各関係団体と行政が十分に連携し、取組を充実させていただくことが重要であると考えております。今後とも、歯科保健医療の充実に向け、一層のご理解、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

ご 挨拶

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

課長 三木 忠一

第45回中国地域口腔公衆衛生協議会の開催を心からお祝い申し上げます。

学校歯科医の皆様におかれましては、日頃から学校歯科保健活動の充実に御尽力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、文部科学省においては、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、子供の健やかな学びを保障していくことができるよう、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を策定し、併せて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を随時改訂し、学校の衛生管理に関する具体的な事項についてお示ししているところです。学校歯科医の皆様におかれましては、感染症への対応が続く中ではありますが、児童生徒等の健康診断や疾病予防処置のほか、地域の医療機関等との連携など、今後とも御支援・御協力のほどよろしく申し上げます。

さて、文部科学省において平成29・30年に改訂を行いました学習指導要領については、小学校は令和2年度、中学校は本年度、その全面実施を迎えました。「歯・口の健康づくり」に関しては、例えば小学校体育科では、「むし歯や歯ぐきの病気などを適宜取り上げ、その予防には、(中略)口腔の衛生を保ったりすることなど、健康によい生活習慣を身に付ける必要があることを理解できるようにする」としております。また、公益財団法人日本学校保健会から、この学習指導要領の改訂や医学の進歩による専門的な内容を踏まえ、令和2年2月、学校歯科保健参考資料「『生きる力』を育む学校での歯・口の健康づくり」の改訂版が発行されました。むし歯、歯・口の外傷や病気などの予防に加え、食生活・生活習慣の重要性について、各教科、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて指導することができるよう、具体的な指導事例を多数掲載いただいているところです。子供たちが、学校における歯・口の健康教育のみならず、歯科健康診断の結果も踏まえて、自らの生活を見直し、よりよい生活習慣を身に付け実践していくことができるよう、学校、家庭、保健・医療機関を含めた地域社会と連携しながら、一層の健康教育の推進に努めてまいりますので、今後とも御協力いただきますようお願いいたします。

結びに、本協議会の開催に当たり、御尽力いただきました皆様に改めて感謝申し上げますとともに、本協議会の御成功と、御参会の皆様のみならずの御活躍を祈念し、挨拶の言葉といたします。

第45回中国地域口腔公衆衛生協議会書面開催に寄せて

公益社団法人日本歯科医師会地域保健 I

常務理事 山本 秀樹

日本全国で新型コロナウイルスの影響が未だに収まる気配が見えないなか、第45回中国地域口腔公衆衛生協議会が書面開催とのこと、まずはお慶び申し上げます。

さて、『骨太の方針 2021』に、はじめてオーラルフレルの文言が記載され、歯科口腔保健の重要性は益々高まってきています。厚労省『歯科健康診査推進事業』では、統一化した歯科健診票により全国での個別検診、集団検診など様々な歯科健診を実施し解析しています。また、経産省と厚労省による大規模実証事業『歯周病予防に関する実証事業』でも歯科健診後の医療機関への受診率向上や歯周病予防のための行動変容等の分析が行われ、これらの結果から、「歯周病検診マニュアル2015」の見直しに向けた議論が始まると聞いております。

最後になりますが、日本歯科医師会では、毎年、地域保健・産業保健・介護保険関係アンケートをはじめ、様々なお願い事をしてしておりますが、本当に真摯に対応いただきましてありがとうございます。改めて御礼申し上げ、挨拶とさせていただきます。

ご 挨 拶

公益社団法人日本学校歯科医会

会 長 川 本 強

第45回中国地域口腔公衆衛生協議会のご盛会を心よりお慶び申し上げます。

平素より日本学校歯科医会の会務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

中国地域の歯科医師の先生方、各県の歯科保健主管部、教育委員会、労働局の皆さまにおかれましては、口腔公衆衛生の推進に向けて、日頃より弛まぬご尽力をいただいております、衷心より敬意を表する次第であります。

私ども学校歯科医の務めである児童生徒の口腔の健康増進につきましては、学校、養護教諭、家庭、かかりつけ歯科医の一体となった取り組みによって、12歳児DMF指数が改善され、それが生き抜く力となり、8020運動の成功として結実したものと思っております。今後とも、子供たちの更なる「歯・口の健康づくり」のため、中国地域の先生方をはじめ、児童生徒の成長に係る多様な領域の関係者の方々と共に手を携え、邁進してまいりたいと存じますので、倍旧のご指導とご協力をお願い申し上げます。

結びに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に周到なご配慮をもって、協議会開催にご尽力されました関係各位に敬意を表するとともに、皆様の益々のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

第45回中国地域口腔公衆衛生協議会出席予定者名簿

(敬称略)

県名	所属	役職	氏名
来賓	厚生労働省	医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室 室長	小 嶺 祐 子
	文部科学省	初等中等教育局健康教育・食育課 課長	三 木 忠 一
	日本歯科医師会	常務理事	山 本 秀 樹
	日本学校歯科医会	副 会 長	野 村 圭 介
山口県	健康福祉部	健康増進課主幹	石 井 佳 笑
	教育庁	学校安全・体育課指導主事	田 村 知 枝
	歯科医師会	会 長	小 山 茂 幸
		常務理事	山 野 渉
		理 事	實能田 尚
		理 事	戸 井 正 樹
		業務課課長	柴 田 順 子
島根県	健康福祉部	健康推進課健康増進グループ 主任	林 はづき
	歯科医師会	会 長	内 田 朋 良
		副 会 長	井 上 幸 夫
		専務理事	松 浦 良 二
		理 事	田 中 雅 彦
		理 事	清 水 潤
		理 事	松 本 健太郎
		事務局長	和 田 利 幸
		医療企画専門官	永 松 久美子
広島県	労働局	労働基準部健康安全課 課長	高 松 達 朗
	健康福祉局	健康づくり推進課 主事	萩 原 祥 加
	歯科医師会	会 長	山 崎 健 次
		専務理事	上 川 克 己
		常務理事	山 中 史 教
		理 事	三 好 敏 朗
		理 事	瀬 川 和 司
		理 事	新 谷 宏 規

県名	所属	役職	氏名
岡山県	保健福祉部	健康推進課 副参事	藤原 真理
	歯科医師会	会長	西岡 宏樹
		副会長	小見山 信
		常務理事	黒木 祐二
		理事	土肥 範勝
		公衆衛生部委員長	相坂 有一郎
		公衆衛生部副委員長	山本 忠浩
鳥取県	労働局	労働基準部健康安全課主任労働衛生専門官	片山 竜次
	福祉保健部	部長	中西 眞治
		健康医療局健康政策課 課長	萬井 実
		健康医療局健康政策課 課長補佐	福光 康文
	教育委員会	体育保健課 指導主事	前田 仁美
	歯科医師会	会長	渡部 隆夫
		副会長	廣田 吉明
		副会長	倉繁 雅弘
		専務理事	中村 裕志
		常務理事	小田 浩一
		常務理事	池田 実央
		理事	足立 融
		理事	隅田 秀樹
		公衆衛生委員会委員長	縄田 昌彦
		公衆衛生委員会委員長	國竹 洋輔
		公衆衛生委員会副委員長	花池 泰徳
		公衆衛生委員会副委員長	柴田 昌美
		公衆衛生委員会委員	金谷 敦史
	公衆衛生委員会委員	山根 大樹	
	公衆衛生委員会委員	平林 律	
公衆衛生委員会委員	遠藤 茂雄		
公衆衛生委員会委員	朝倉 章順		

協 議

(1) 産業歯科関連

【資料番号 1】

企業の健康保険組合が実施する歯科健診の内容について

(山口県歯科医師会)

《提案理由》

近年、多くの健康保険組合が歯科保健医療の重要性をご理解され、事業所歯科健診を実施する、または、組合員の歯科健診に補助金を出すなど推進されておられることは誠に望ましいことでもあります。しかしながら、集団健診ではなく組合員が歯科医院にて健診を受けるという形態の歯科健診において、組合が定める健診の内容に保健指導、簡単な歯石除去が含まれる事例が見受けられます。歯石除去については治療行為でもあり、それを健診の内容に含めることは是非が問われるものではないかと懸念しているところです。

全国規模の組合への対応となると、他県歯と情報共有し協働していくことが必要かと思えます。このような事例を各県歯では把握されておられるか、また、どのような対応をされておられるかご教示いただきたい。

島 根 県

＜歯科医師会＞

歯科医師会に健康保険組合、あるいは企業から事業所歯科健診の依頼がある場合（近隣の歯科医院を斡旋する場合は、依頼者の希望に入っていたとしても、治療行為であるスケーリングはできない旨お伝えし、取り下げていただいている。しかし、企業や歯科健診を請け負う業者が個別の診療所に対して依頼をしている場合については、歯科医師会として把握はしていない。また、そういった案件に関して治療行為も包括された契約を結ばないような指導もしていない。

広 島 県

＜歯科医師会＞

広島県歯科医師会では、企業が実施する事業所歯科健診をご依頼頂いた場合、その内容をむし歯、歯周病、その他口腔疾患の診査と、診断に基づく口腔衛生指導、歯みがき指導（歯石除去はしない）を実施すると定めており、治療行為にあたる歯石除去は行わないとしている。企業より健診実施の際歯石除去のご依頼があった場合はお断りしている。また、広島県下における事業所歯科健診において、歯石除去を含むものを実施している事例があることは把握しているものの、具体的な事例数までは把握していない。

岡山県

<歯科医師会>

岡山県歯科医師会では、会員診療所における事業所歯科健診の内容、状況については把握していない。しかしながら、昨年、事業所における事業所から県歯に、保健指導、および歯石除去を含めた集団歯科健診の依頼、相談を受けた事例がある。

依頼の内容については、前年度まで、近畿の歯科健診専門の会社に簡単な歯石除去を含む歯科健診を依頼し実施していたとのことで、費用的な問題もあり、歯科医師会での同様な歯科健診、および費用についての相談があった。提案理由にあるように、「歯石除去」に関しては治療行為であるため歯科健診時には実施できない旨を説明し検討していただくようお話をした。

現在、会員診療所にて実施した個別・集団検診については内容等把握していないが、今後、アンケート等実施して県歯として把握する必要があるかと考える。

鳥取県

<歯科医師会>

鳥取県歯科医師会では健保組合において治療行為に対して補助金を出している事例は把握していない。他県ではこのような事例が数多く行われているのか、今までどのような対応をされてきたのか、ご教示いただきたい。

(2) 学校歯科関連

【資料番号 2】

コロナ禍での、効果的な口腔衛生教育、学校歯科医の学校への関わり方の対応があれば知りたい。
(岡山県歯科医師会)

〈提案理由〉

例年、小学校に出向き、「歯磨き指導とお話し」という授業をしていましたが、昨年は、染め出し・歯磨きをせず、お話しだけを行った。

コロナの感染拡大を防ぐため、「染め出し」という結構インパクトの強いツールが使えません。このような指導の方法などは、学校歯科医に任せているのか、何か指針などを出しているのか知りたい。

〈関連協議題〉

学校での新しい生活様式のもとでの、給食後の昼歯みがきやフッ化物洗口の実施について

(山口県歯科医師会)

〈提案理由〉

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による昨年の全国一斉休校を機に学校での昼歯みがきやフッ化物洗口を中止する学校が増えました。学校での歯みがきの習慣化は将来にわたる健康の基礎となり、保健教育の場としてとても重要であり、本県ではその重要性を啓発するとともに、新しい生活様式下での歯みがきの仕方や注意事項を県内各学校へお知らせし、昼歯みがきやフッ化物洗口の再開に取り組んでいるところです。しかしながら、全ての学校で再開するには至っておりません。各県の状況、取組について伺いたく、また、学校における環境づくりの好事例などがあればご教示いただきたい。

〈関連協議題〉

コロナ禍における学校での保健指導について

(鳥根県歯科医師会)

〈提案理由〉

学校での歯科保健指導における、養護教諭等による集団または個別の実技（ブラッシング）指導は、児童生徒が実際に体験し考えるという点で貴重な機会であると考えます。

しかし昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、このような対面での実技を伴う指導は、感染予防の観点から取りやめるように対応された学校が多数であったようです。

ただ、今年度は前年の経験を踏まえ、感染対策に十分配慮して、実技を伴う以前の方法に戻す学校も出てきているという話も聞かれます。そこで、次の2点についてご教示いただきたく存じます。

- 1) 学校での保健指導において、ブラッシング指導等の実技を取り入れておられるのか、各県の状況をご教示いただきたく存じます。またこれを実施されているようであれば、どのような配慮、工夫のもとに行われているのか、併せてお伺いしたいと思います。
- 2) 感染症の影響により実技を伴う保健指導を中止している場合、それを再開する際の基準を、文部科学省、ならびに日本学校歯科医会にお伺いします。

文部科学省

- 1) 各学校においては、地域の感染状況等を踏まえて、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策を講じていただいております。歯磨きの実技指導についても、地域の感染状況等を考慮しながら、各学校の実態に応じ指導がなされているものと承知しています。なお、学校における個別の活動の実施状況については把握しておりません。
- 2) 上記のとおり、文部科学省から歯磨きの実技指導に関して中止をお願いしたことはなく、したがって再開に当たっての判断についても各学校においてなされるべきと考えます。文部科学省では新型コロナウイルス感染症に関する学校の衛生管理マニュアルにおいて、歯磨きを行う場合は、間隔をあけて換気のよい環境で行うよう指導するよう示しています。また、給食後の歯磨きに係る留意事項についての日本学校歯科医会が作成しているポスターを紹介しており、引き続き必要な情報提供を進めてまいります。

日本学校歯科医会

文部科学省のご説明そって対応していくべきかと考えます。

本会でも感染予防のためのブラッシング時の注意点等につきましては、注意事項をまとめて令和2年度6月に文書を発出するとともに、児童生徒に対して注意喚起する目的でポスターやチラシを製作しHPからダウンロードできるようにいたしております。また、HP上では「エチケット歯磨き」の動画やQ&Aも公開しております。本年度は、コロナ関係調査を実施する委員会を立ち上げて再開基準等も含め、検討いたしたいと考えております。

資料1：学校での歯磨きのためにお役立てください。

資料2：新型コロナウイルス感染予防のための食後の歯磨きスタイル

山口県

◇岡山県歯科医師会への回答

<教育委員会>

令和3年2月12日付けで「学校での昼食後の歯みがきについて」を各県立学校に送付しており、感染症対策を踏まえた歯みがきの方法など山口県歯科医師会から情報提供いただいた内容を周知し、歯科

保健指導に活用してもらうよう依頼している。また、県が主催する歯科保健検討委員会において、各学校の歯科保健活動の取組を情報交換し、各学校で工夫しながら歯科保健活動をすすめているところである。

◇鳥根県歯科医師会への回答

<教育委員会>

学校においてブラッシング指導等の実技を取り入れているか詳しい状況は把握していないが、全国小学生歯みがき大会に参加する等、各学校の状況に合わせて、実施可能な形で歯科保健指導を行っている。

また、令和3年2月12日付けで「学校での昼食後の歯みがきについて」を各県立学校に送付しており、感染症対策を踏まえた歯みがきの方法など山口県歯科医師会から情報提供いただいた内容を周知し、歯科保健指導に活用してもらうよう依頼している。

◇岡山県歯科医師会、鳥根県歯科医師会への回答

<歯科医師会>

コロナ禍において、感染症対策を踏まえた歯みがきを実施するように、日本学校歯科医会等から示されている「学校における昼食後の歯みがきについて」や「歯みがき実施のためのチェックリスト」などを周知して各学校で状況に合わせて実施していただいている。各学校それぞれに環境が異なるので、それらを踏まえたうえで各学校歯科医が学校と協議して各々で歯科保健活動に取り組んでおられるという状況である。本県では全国小学生歯みがき大会に参加される学校が年々増加しているが、DVDを見て学ぶことができるこの教材は、感染状況を踏まえ各学校でアレンジも可能であり、コロナ禍においても取り組みやすい歯科保健活動になるのではないかと考える。

鳥 根 県

◇岡山県歯科医師会への回答

<教育委員会>

- 県としての指針は示していない。
- コロナ禍であっても、各学校の実態に合わせ、学校歯科医等と連携しながら、歯科指導の実施に向けて工夫して取り組んでいる学校もある。う歯罹患率が増えた実態を、昨年度、歯科指導を実施できなかった影響もあると捉え、今年度、歯科指導に重点をおいて取り組んでいる学校もある。

<歯科医師会>

昨年度は感染予防の観点から、学校での対面で実技を伴う保健指導は見合わせるよう、会員に指示しました。今年度は、各学校・地域の感染状況に応じて判断することとしましたが、「染め出し」等の実技を伴う指導はほとんどなされていないとみています。

◇山口県歯科医師会への回答

<教育委員会>

- 日本歯科医師会「ウイルス感染予防のための歯みがきについて」や文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を参考にし、各学校で感染に注意しながら、昼歯みがきやフッ化物洗口を実施している。
- 自席で歯みがきをする、蛇口付近でのソーシャルディスタンスを保つ（立つ位置に足形をおく、動き回らないなど）、換気、できるだけ口を閉じて歯ブラシを動かすなど、心がけて昼の歯みがきをしている。
- フッ化物洗口については、今まで洗い場で吐き出していたものを、紙コップに戻し、ティッシュを詰めて吸収させ焼却ゴミに捨てるなど、方法を工夫して継続し取り組んでいる学校もある。

<歯科医師会>

昨年度は、学校での歯みがきについては、日本学校歯科医会が作成された「給食後の歯みがきスタイル」のポスターを、フッ化物洗口については、日本口腔衛生学会より発出された「新型コロナウイルス緊急事態宣言下における集団フッ化物洗口の実施について」を周知するなどして、「学校での新しい生活様式」のもとでの歯みがき、フッ化物洗口の継続を呼びかけました。

今年度は1学期の時点では、ほとんどすべての学校で給食後の歯みがきは行われていると判断しています。フッ化物洗口は一部の学校を除いて再開されています。

直近では、デルタ株による感染拡大の影響を注視しています。

広島県

◇岡山県歯科医師会への回答

<歯科医師会>

昨今のコロナ禍において、本県でも対応に苦慮しているところであるが、感染状況は地区によって大きな差がある。そのため、対応については学校と学校歯科医に一任しており、感染状況をみながら口腔保健指導を実施している施設もあるが詳細の把握はしていない。

◇山口県歯科医師会への回答

<歯科医師会>

感染状況には地区間の差が大きく、学校と学校歯科医に一任しており詳細は把握していない。検討課題として認識している。

◇鳥根県歯科医師会への回答

<歯科医師会>

- 1) 学校現場での保健指導は学校と学校歯科医の判断に一任している。実施した施設では距離、飛沫感

染予防、手指消毒、歯科医のフェイスシールド使用など感染予防に十分配慮したとの報告は受けているが詳細は把握していない。現在の感染拡大化下においては実施は困難と思われる。

岡山県

<歯科医師会>

岡山県では学校歯科医と学校が協議して指導等を行っています。県として指針や取り決めはありません。また、状況は把握していません。

岡山市歯科医師会としては、口腔衛生教育、学校歯科医の学校への関わりに関しては学校歯科医の裁量に任せており、市歯科医師会からの指針等は出しておりません。従って実技指導を行っているかどうか把握できておりません。

フッ化物洗口は市内の保育園・幼稚園・こども園・小中学校がおのの校長の裁量で実施の有無を決めており、公立私立併せて19園・8校で実施されているが、コロナ禍においては感染予防の観点から、実施を見合わせているところが多いようです。またコロナ禍以前から、洗面台の不足、衛生管理観点から、昼食後のブラッシングを行っている園・学校は一部の園、小規模校に限られています。特に大規模校の現場からは管理の観点から実施は困難との返答を、また洗面台の整備については教育委員会から予算を組むことは現実的に難しいだろうとの返答を得ています。

鳥取県

◇岡山県歯科医師会への回答

<歯科医師会>

鳥取県歯科医師会として、特に指針等は示していない。学校ならびに学校歯科医に任せている。染め出しに関しては、本県においては小学校以上を対象とした全体的な事業は行われていないが、幼稚園、保育園を対象に行っている6歳臼歯保護事業があり、昨年末の時点では例年通り染め出しを含めた指導が行われた。本年度は未定である。

◇山口県歯科医師会への回答

<歯科医師会>

学校において本県においてもコロナ禍を理由に昼食後の昼みがきを中止している学校を複数確認している。リーフレットにおいて、昼みがきを行わない事リスク、適切な環境下での歯みがきの必要性の啓発を行った。フッ化物洗口は、中止しているところは、1か所もない。

◇鳥根県歯科医師会への回答

<歯科医師会>

1) 鳥取県歯科医師会として、特に指針等は出していない。

学校ならびに学校歯科医の判断に任せている。

今後の学校健診における感染対策について

(鳥根県歯科医師会)

〈提案理由〉

感染者数が少ない地域でも、先生によっては、すべての生徒に対しダブルグローブで健診を行われており、健診時の感染対策がバラバラな状況であり、感染状況に応じた健診時の感染対策のマニュアルが必要ではないかと考えられます。そこで、次の2点についてご教示いただきたく存じます。

- 1) 岡山県・広島県では緊急事態宣言が出された時、健診は延期されたのか。もし、予定どおり実施しておられた場合、どのような感染対策をされていたのかお伺いしたい。

また、対象となった中国地域以外での現場の感染対策に関し、日本学校歯科医会に情報提供いただきたい。

- 2) 今後暫くこの状況が続くと考えた場合、地域の感染状況に応じてその都度、感染対策を変えるべきかを日本学校歯科医会に伺いたい。

〈関連協議題〉

新型コロナウイルス感染症下における安全な学校健診の進め方と問題対処について

(広島県歯科医師会)

〈提案理由〉

新型コロナウイルス感染症により、令和2年度に続き今年度も歯科健診の実施に大変な努力が必要とされている。広島県では令和2年度に、学校歯科健診にかかる指針を作成、今年度は第2版を配布し安全安心な健診の実施を目指しているが、他県での対応についてご教授願いたい。

日本学校歯科医会

基本は、昨年度、本会から発出した文書に沿って、地域ごとその時その時のフェイズに沿ってご対応いただければと考えております。現在、第5波の流行も落ち着きつつありますが、 δ 型の変異株は、専門家も指摘されているように、感染力も強く、低年齢層にも感染が広がっており、家族内感染やこども園等でもクラスターが発生しており、今後出現するであろう変異種等にも引き続き注意が必要と考えております。夏休み期間中のワクチン接種や今後の低年齢層に対するワクチン接種の進み具合等も注目される所です。日本学校歯科医会といたしましては、現在、「学校歯科医の活動指針」を改訂中ですが、フェイズごとの感染対策マニュアルも必要かとも考えており、今期よりコロナ関係の委員会を新しく発足させて、様々な情報収集、調査を実施し検討していく所存です。各加盟団体におかれましては、本委員会の取り組みにご協力頂ければ幸甚でございます。2)については今後も引き続き、原則、地域によって感染状況は異なるとともに時期によっても異なりますのでフェイズに応じて地域の教育委員会や校長

をはじめとする担当校の関係者と入念に御相談頂き、臨機応変な対応を心がけて頂ければと思います。感染対策のマニュアルに関しましては、日本歯科医師会のほうから「新たな感染症を踏まえた歯科診療ガイドライン」のVersion 2が刊行される予定になっており、本会といたしましても資料提供をいたしており、連携を図りながら対応することになっております。

資料3：令和2年6月「学校歯科健康診断時の感染症対策について」のお願い

山 口 県

◇広島県歯科医師会への回答

＜教育委員会＞

年度始めに、山口県歯科医師会が作成した「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた児童生徒等の定期の健康診断実施に係る留意事項について」を今年度も、各県立学校、市町教育委員会に送付し、感染症対策を行いながら健康診断を実施するようお願いしている。

また、昨年度と同様、健康診断についての通知をもとに、学校は、感染症対策について、学校医、学校歯科医等と十分に協議、相談し、準備が整った上で健康診断を実施するようにお願いしている。

＜歯科医師会＞

「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた児童生徒等の定期の健康診断実施に係る留意事項について」を周知して安心安全な歯科健診を目指しているが、現場において各学校歯科医が学校と協議して各々で感染症対策をとられている状況である。健診器具の滅菌の徹底や健診時のダブルミラーの推進など、新型コロナウイルス感染症に限らず今後もより一層取り組んでいかなければならない課題だと考えている。

島 根 県

◇広島県歯科医師会への回答

＜歯科医師会＞

昨年度の島根県歯科医学会において「新型コロナウイルス感染症下における学校歯科保健活動」の発表を行った。そこでは、日本学校歯科医会より発出された「学校歯科健康診断時の感染症対策について」に基づいた学校歯科健診時の注意事項の概要と、実際の学校歯科健診時の様子について画像をまじえて報告した。

広 島 県

◇島根県歯科医師会への回答

＜歯科医師会＞

1) 本県では学校現場での健診時に使用する感染対策マニュアルを作成して配布しており、それに従っての健診実施をお願いしている。資料提供するので参照されたい。健診時期についても学校と学校

歯科医に一任している。

提供資料

「新型コロナウイルス流行後の学校歯科健康診断における感染対策の指針（第2版）」

提供方法

来賓・各県主管部局・各県歯科医師会・労働局・教育委員会 各1部配布

岡山県

<歯科医師会>

岡山市では、5月終わりから6月初めに、小学校、中学校の学校健診を予定していましたが、緊急事態宣言の発令にともない、ほとんどの学校が宣言期間外に延期しました。6月中に行ったところもあれば、9月に延期したところもあります。

昨年の健診においてから、感染対策について岡山市連合の歯科健診医に伝達していますが、基本的なことが中心です。一昨年と変わった点と言えば、検診者、筆記者がゴーグルまたはフェイスシールドを着用すること。検診者は原則児童生徒に触れない。口腔内に限らず口腔外も。顎関節は視診、問診で必要性があると判断した場合のみ行う。児童生徒に触った時（口腔内外にかかわらず）はグローブを交換する。広い会場で換気をしっかり行う。児童生徒がたくさん検診会場に入らないよう、教室で待機する。昨年はダブルミラーによる健診が可能なように、市教委がディスプレイミラーを人数分準備した。今年は生徒毎にグローブを交換できるよう人数分のグローブを確保している、等です。

岡山県としての特に定めた指針はありません。

鳥取県

◇広島県歯科医師会への回答

<歯科医師会>

現在鳥取県においては感染防止マニュアルの作成は行っていない。

「学校歯科健康診断時の感染症対策についてのお願い（令和2年6月1日日本学校歯科医会）」を参考にするように周知している。

(3) 県・市町村事業関連

【資料番号 4】

成人期に対する歯科保健推進事業のうち、特定健康診査を活用した事業があればその実施内容を御教示いただきたい。また、20代30代に対する歯科保健推進事業があればその事業内容を御教示いただきたい。(鳥取県)

＜提案理由＞

第3期特定健診等実施計画期間から特定健康診査の質問に歯の状況に関する質問が追加された。成人期に対するアプローチ法として、これを活用したいと考えるが、各県での有効な取り組みなどがあれば教えていただきたい。また、特定健康診査は40歳からが対象であるため、それ以前の20代30代に対する取り組みなどがあれば教えていただきたい。

＜関連協議＞

青壮年期に対する、口腔健康管理に関する正しい知識の普及及び定期的な歯科受診を促すための効果的な啓発方法があればご教示いただきたい。(島根県)

＜提案理由＞

昨年度実施した「令和2年度県民残存歯調査」の結果から、8020達成に向けては青壮年期に対する取組が重要であることを改めて確認したところである。昨今のコロナ禍において、青壮年期に対して直接啓発、指導する場が減少している中であるが、そのような中でも各県行政・各県歯科医師会において工夫された取組や果敢な取組があればご教示いただきたい。

山口県

＜ 県 ＞

本県では、働く世代の方々の健康増進の一層の促進を図ることを目的に、全国健康保険協会山口支部などの保険者と協働して健康経営※に取り組む企業を認定する「やまぐち健康経営認定制度」を設けている。

また、健康経営の取組をより効率的及び戦略的に実践していただけるよう、健康経営に取り組む企業・団体の健康管理担当者を対象に今年度は「職場での歯科保健対策」をテーマにWeb講習会を実施した。

※健康経営

従業員の健康管理を、経営的な視点から収益性を高める投資と考え、戦略的に実践すること。
NPO法人健康経営研究会の登録商標。

< 歯科医師会 >

特定健診を活用した事業や20代、30代に限った事業ではないが、本県では本年3月に山口県、山口県歯科医師会、山口県歯科衛生士会、ライオン株式会社、サンスター株式会社、株式会社ロッテ、株式会社山口ファイナンシャルグループと「健口スマイル推進事業の展開に関する連携協定」を締結し、県民自らが生涯にわたり口元から健康づくりが実践できることを目指し「健口スマイル推進事業」をスタートさせた。この事業は人生100年時代を見据え、山口県民健康寿命延伸を目指す、官民連携健康増進運動であり、6つの事業を柱にして全てのライフステージを対象としている。

1. 学校や職場での口腔ケア新習慣の定着させる
2. 高齢者の健口運動を推進し長寿を応援する
3. 妊産婦・乳幼児に役立つ口腔衛生知識を広める
4. 栄養バランスから口腔機能向上を図ろう
5. 咀嚼力アップで認知症予防対策を支援
6. 健口生活であらゆる活動をいきいきと

現在、成人期の歯科保健においては、職場での昼歯みがきの定着を目指し、モデル事業所にて携帯歯みがきセットの配布、デンタルリンスサーバーを設置するとともに、社内イントラにて歯科保健情報を流していただくなどして啓発に取り組んでいる。この中でも定期的な歯科健診の重要性を啓発しており、今後、事業の展開を通じて壮青年期の歯科保健の推進を目指しているところである。

島 根 県

◇鳥取県への回答

< 県 >

当県において特定健診を活用した歯科保健事業の実施はありません。

また、20～30代に限定した取組はありませんが、青壮年期に向けては、事業所への出前講座や情報提供、歯周病唾液検査の周知等による働きかけを行っています。

広 島 県

◇鳥取県への回答

< 県 >

広島県では、特定健康診断を活用した事業は実施していない。

また、20代・30代をターゲットとした取組についても、特に実施していない。

< 歯科医師会 >

広島県歯科医師会では、特定健康診断を活用した事業は実施していない。会員に対し、特定健康診断に歯の状態に関する質問が追加されたことを周知し、指導にご活用いただくよう働きかけたことはあるが、事業としては取り入れていないため、今後検討していきたいと考えている。

◇鳥根県への回答

< 県 >

口腔健康管理に関する正しい知識の普及に関して、広島県では令和2年度に、周術期における口腔ケアについて県民へ広く周知することを目的に、広島県歯科衛生連絡協議会へ委託して県民公開講座を実施。115人の参加者に対して周知を行った。

また定期的な歯科受診の促進に関して、当県では、コロナ禍においても定期的な歯科健診の受診等、適切な歯科保健行動の継続実施を促すため、コロナ禍（アフターコロナを含む）における歯科受診及び歯科保健行動に係る啓発資料の作成等を、広島県歯科医師会に委託して実施しているところである。

< 歯科医師会 >

広島県歯科医師会における青壮年期に対する取組としては、歯周病健診の受診率向上のためのポスターやリーフレットなどの各種啓発資料の作成を行い、情報提供をしている。また、会員や広島県下全市町担当者に対しアンケート調査を行い、その結果を公表し情報を共有することにより、さらなる歯周病健診の受診率向上に繋がるよう取組をしている。

岡山県

◇鳥取県への回答

< 県 >

本県では、特定健康診査を活用した事業及び20代30代に対する歯科保健推進事業は行っていない。成人期における歯科保健施策は課題であり、特定健康診査を活用した事業については、他県における取組を参考にさせていただきたい。

< 鳥根県への回答 >

本県の第2次歯科保健推進計画において、成人期の目標に定期的に歯科健診を受けている者の割合を設定しているが、具体的な取組は行っていない。他県における取組を参考にさせていただきたい。

< 歯科医師会 >

本会による20代、30代に対する歯科保健推進事業は特にない。一部自治体では「妊婦・パートナー歯科検診」を実施しており、該当者は歯科医院にて口腔内検診やブラッシング指導、歯科保健指導を行っている。

鳥取県

◇鳥根県への回答

< 県 >

当県では「職域・地域における歯周疾患検診促進パイロット事業」を各地区歯科医師会と連携して実

施している。当事業は事業所や市町村に歯科医師や歯科衛生士が出向き、歯周病スクリーニングや歯科健診指導を行い、歯周病の一次予防を促進する取り組みを実施している。事業所の選定は協会けんぽと協力し健康経営事業所へアプローチを行い、各保健所が選定を行っている。しかし、昨今のコロナ禍において事業所からの手上げが少ないのが現状。

(健康政策課)

<歯科医師会>

鳥取県健康政策課からの上記委託事業を実施している。

(4) 歯科医師会事業関連

【資料番号 5】

介護保険における「口腔衛生管理加算」について

(広島県歯科医師会)

〈提案理由〉

口腔衛生管理加算は、施設入所者の口腔の健康を保つために設けられたものであるが、歯科医療機関が算定するのではなく、施設側が算定されるものであるため、歯科医療機関と施設の連携が重要となってくると思われる。

そこで、各県歯会において、施設に算定を推進させる取組みや施設に歯科衛生士を派遣するなどの事例等があればご教示いただきたい。

山 口 県

〈歯科医師会〉

山口県歯科医師会としては、施設に算定を推進させる取組は特に行っていない。

また、会として施設に歯科衛生士を派遣することも行っていない。

施設側もしくは関連団体からそのような要望があれば、歯科医師会内にある連携室にて、対応できる歯科医院を紹介という形で対応することになっている。

島 根 県

〈歯科医師会〉

当県でも、まだ具体的な取り組みはないため、当県からも関連の質問を出したところである。施設側からの要請がどの程度あるのか（基本サービス減算の対象かどうかによる）、歯科医師側に点数のないこと＝施設との契約、がポイントになると思う。本会としても、少なくとも取り組みを進めたい施設からの申し出にはきちんと応えていけるよう、これを機会に情報収集、ならびに対応の協議を進めていきたいと考えている。

今年度は、会員向けには介護施設との連携構築の一助となるような口腔ケア啓発スライドの作製を検討している。

岡 山 県

〈歯科医師会〉

特に事例はありません。

鳥 取 県

< 歯科医師会 >

鳥取県歯科医師では鳥取県長寿社会課と「高齢者施設における口腔機能向上推進事業」を2014年より実施している。その事業目的の一つとして協力歯科医との連携強化を上げ、協力歯科医院とによる口腔衛生管理加算算定を目指す施設に手上げ頂き、協力歯科医とともに派遣歯科医と健診を行い、その後、歯科衛生士派遣による指導を行っている。

文 書 回 答

(1) 産業歯科関連

【資料番号 6】

第44回の資料番号13 と同じ（申し送り分）

『労働安全衛生法』による定期歯科健康診断の実施について（岡山県歯科医師会）

＜提案理由＞

第38回で労働安全衛生法に基づく歯科健康診断の必要性を提言し、第39回でその進捗状況についてお伺いした。その後、エビデンス収集のために研究事業が行われてきたが、現在の進捗状況について、厚生労働省、日本歯科医師会にお伺いしたい。

厚生労働省（担当：労働基準局安全衛生部）

労働者のうち、塩酸、硝酸を取り扱う業務等、歯科の疾患を発症させる有害業務を行う労働者については、労働安全衛生法で歯科医師による定期的な歯科健康診断等の実施を事業者に義務づけ、徹底を図っているところです。

（注釈）「有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について（令和2年12月25日付け事務連絡）」

しかしながら、これらの有害業務を行わない労働者については、業務と歯科疾患との関連性が明らかでないことなどから、歯科健診を一般定期健康診断の項目に加えることは困難であると考えています。

一方で、従来から、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」において、口腔保健等の指導及び教育を事業場において行うことが望ましい旨について示し、事業者に対する啓発指導に努め、労働者の健康保持増進の推進を図っているところです。

（注釈）事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号最終改正令和3年2月8日健康保持増進のための指針公示第8号）に基づき令和3年3月8日に本指針の手引きを公表しています。

日本歯科医師会

令和3年度は、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）が令和2年3月及び令和3年2月にそれぞれ改正されたことを受けて、厚生労働科学研究（労働安全衛生総合研究事業）「職域における歯科口腔保健を推進するための調査研究」が行われており、日本歯科医師会も協力しているところである。

「労働安全衛生法」による定期歯科健康診断の実施は極めて重要な事項であり、実現に向けて引き続き要望していきたい。

一方、中小企業が9割以上を占める日本の労働体系に鑑みると、歯科健康診断の法制化を視野に入れつつ、企業における健康経営の視点からも、歯科健康診断を含めた歯科口腔保健活動の推進が求められ

ると考えている。

現在、事業者向けに「誰もが使用しているスマートフォンに働く世代の口腔リテラシーや自らの口腔内の問題点を気づかせる」観点からアプリの開発を進めている。

これにより、歯科医師の派遣による費用の負担や就業時間の制約を解決する一助に資するものと考えている。

【資料番号 7】

事業所歯科健診における事後措置（事業所における健診後の受診サポート）について

（島根県歯科医師会）

＜提案理由＞

働き盛り世代への歯科受診勧奨として、事業所の歯周病検診や出前講座、健康イベントでの歯周病唾液検査実施等行ってきました。しかし、これまで仕事でなかなか受診できなかった患者さんにとっては、治療部位が多くなると時間と回数がかかるため、治療途中で来院が途絶えてしまったり、予約を取っても仕事が入ったとキャンセルを繰り返してしまったりすることもあり、受診環境を整えにくいのが現状です。

また、昨年度実施した県民残存歯調査の結果では、働き盛りの年代に歯周病罹患率の上昇がみられ、この結果がもし、歯科健診結果を治療につなげられなかったためであったのならば、事後措置の在り方を意識する展開が必要と考えます。

各県で要治療判定となった対象者が治療を受けやすくする工夫や制度があれば、ご教示いただきたい。

また、歯科医療機関側からのアプローチ以外に、事業所においても健診後に継続的な受診をサポートするような積極的に活用できる仕組みについて、国の推奨している仕組みと活用事例を伺いたい。

山 口 県

＜歯科医師会＞

ご指摘のように、歯科疾患実態調査においても歯肉に所見を有する者、および4mm以上の歯周ポケットを有する者の数は20代以降において増加傾向にあることが示されており懸念される状況である。

健診後の受診勧奨については、保健指導の際に可能な限り詳細に口腔内状況をお伝えする様に努めているが、具体的に受診に結びつくようなアプローチには至っていないのが現状である。要精密検査者の歯科医療機関への受診促進のための具体的な取組をモデル的に提示し、定着を図ることに取り組んでいきたいと考えている。

広島県

<歯科医師会>

広島県歯科医師会に於いても健診受診率の向上、歯科受診勧奨に対する取組はしていても、健診後の継続的な受診をサポートする取組はしていない。受診を継続するには、治療に対する理解、意識の向上や、勤務態勢などに対する対応や対策が必要と思われ、受診者（労働者）や事業所に対する啓発が必要であり、今後の課題としていきたい。

岡山県

<歯科医師会>

県歯科医師会としては特に取り組み等は行っていない。

鳥取県

<歯科医師会>

鳥取県は特にないが、医療機関においても働き方改革が導入されている現代において、医療機関側からのアプローチは困難と思われるので、働き盛り世代の口腔の健康維持を進めていくための工夫・制度が必要と考える。

【資料番号 8】

働き盛りの方の歯科受診勧奨について

(鳥根県歯科医師会)

<提案理由>

本会では事業所歯科健診のパンフレットやマニュアルを作成していますが、この健診そのものの啓発・周知活動が充分に行われているとは言えないのが現状です。

保健所には事業主を対象とした会議などの機会を活用した周知を、また、本会から協会けんぽの協力を得て、事業主の皆様へパンフレットが配布されるようにしてもらっています。その他、歯科医師会として新たな啓発・周知活動を行うにあたり、効果的な方法を検討したく存じます。そこで、現在、各県で行われている啓発および周知方法をご教示ください。

山口県

<歯科医師会>

県内の膨大な数の事業所すべてに周知を徹底することは容易ではなく、かつ、数千人規模の事業所等から健診依頼があった場合の対応を考えると健診の実施は容易ではない。

当県においても、協会けんぽとの連携のもと、健診情報の発信等を行ってもらっている。

現状では、主に歯科医師会関係者から情報提供・実施が可能な範囲及び事業所規模において事業を展

開している現状である。今後更なる有効な周知活動に努めていきたいと考えている。

広島県

<歯科医師会>

広島県歯科医師会に於いても、事業所歯科健診のマニュアルの作成、ポスターやリーフレットなどによる啓発など様々な活動を行っているが、広島県下における事業所歯科健診の実施率は低迷したままで、十分な効果は得られていない。現在、同一事業所において継続して歯科健診及びアンケート調査を実施し、健診実施の効果や問題点などのデータを集積し、対策の検討や啓発資料として活用するなどしているが、新型コロナウイルス感染症の影響で健診事業を中断、延期している状況である。今後も事業を継続することにより得られたデータを活用し、協会けんぽや事業主に対して情報提供をする所存である。

岡山県

<歯科医師会>

今年度初めて地域産業保健センター主催の事業所等対象特殊歯科健診についての研修会等を実施したが、その際事業所等での一般歯科健診、特殊歯科健診の実施およびその後の受診の必要性も話しているが、研修会自体の実施が少なく周知啓発する機会が少ないことは事実である。数年前、協会けんぽと協同して事業所歯科健診を実施したが、単年度で終了した。現在は、嚥下性肺炎やオーラルフレイル予防等のリーフレット配布等を行っている。

鳥取県

<歯科医師会>

鳥取県の30年～35年度の歯科保健推進計画では成人期の歯科保健の具体的な取り組みとして、以下が挙げられる。

- 職域・地域における歯科保健対策を推進していく。
- 成人歯科保健事業と特定健診・保健指導との連携を図る。
- 歯周病が全身疾患と関連があることから歯科医科の連携体制を構築し、相互による情報共有を行う等、リーフレット等で啓発をしていく。
- 事業者や医療保険者が社員等の健康づくりのため歯科健診や歯科保健教育等を実施するよう、事業所等における歯科保健対策を推進していく。

働き盛りの方の歯科受診勧奨についての啓発、および周知活動は特にはないが、事業所・市町村を対象に、歯周病罹患率減少のために、「生活歯援プログラム」を活用したモデル事業「職域・地域における歯周疾患検診パイロット事業」を7年前から実施している。

補助金を目的とした歯周病検診の内容について

(島根県歯科医師会)

〈提案理由〉

先般、本会会員医療機関より補助金を目的とした検診実施依頼について、相談がありました。国が健診を推奨していることから、今後同様の考え方に基づいて実施を希望される事業所が出てくるのが推察されます。

実際、補助金を考慮した健診実施事業者はどのくらいあるのか、日本歯科医師会もしくは国で把握をされているようであれば、ご教示いただきたい。

日本歯科医師会

補助金を考慮した健診実施事業者がどのくらいあるのかは把握していない。

都道府県歯科医師会に対してアンケートを行うこと等を検討したい。

各県における歯科特殊健康診断に対する取り組みについて

(広島県歯科医師会)

〈提案理由〉

労働安全衛生法にその実施が義務付けられている歯科特殊健康診断について、令和元年度に広島県内事業所に対し厚生労働省が自主点検として調査を行ったところ、実施率が31.5%と低調であったこのことを受け令和2年12月、厚生労働省より都道府県労働局労働基準部健康主務課長宛に歯科特殊健康診断実施の徹底について通知がなされたところである。日本歯科医師会では各種啓発資料を作成し周知を行い、また広島県歯科医師会に於いても、研修会の開催、協力登録医の募集、各種資料などを行い、健診事業の推進を行っているところである。本件に対する各県歯科医師会の取組状況と各県労働局の対応状況についてお伺いしたい。

*参考

チラシ「労働安全衛生法に基づく歯科特殊健康診断はご存知ですか？」

チラシURL：

https://www.hpda.or.jp/upload/dl_chiikihoken_shikatokushukenkoshindan_chirashi.pdf

山 口 県

<歯科医師会>

本県の取組は特にない。

島 根 県

<労働局>

当局において把握している対象事業場に対し、令和3年1月5日付け健康安全課長名の文書により、リーフレットを同封の上、周知を行っています。

また、各労働基準監督署長に対し、同日付け健康安全課長名の文書により、機会あるごとに周知・指導を行うよう指示しています。

<歯科医師会>

本会では、事業所から特殊歯科健診実施医療機関の紹介を希望する電話が増えてきているため、県内での実施マニュアル作成を現在検討している。

ただ、この設問で示された実施率31.5%の改善には、労働局と歯科医師会との協力体制の構築が必要と考える。

今後、特殊歯科健診を必要とする対象事業所に関する情報を、労働局と歯科医師会とで共有できるよう、労働局に協力をお願いしたい。

広 島 県

<労働局>

有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底については、令和3年1月6日に、関係団体（県内21団体）に周知するとともに、その実施について事業者に対して指導するよう、県内の労働基準監督署に指示したところです。

岡 山 県

<労働局>

塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者がいる事業場に対しては、「有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について」（令和2年12月25日付け基安労発1225第1号）を踏まえ、管内の事業場及び関係団体に対し、歯科健診の確実な実施等について、周知・指導を行っている。

具体的には、各労働基準監督署が集団指導を行う際や、関係団体が主催する説明会の機会を周知の場として活用するほか、酸等の取扱い業務を行っている事業場を訪問する際には、歯科健診の対象となる業務の周知とともに確実な歯科健診の実施等について指導している。

< 歯科医師会 >

資料番号 8 で記載したように地域産業保健センター主催の事業所対象の特殊歯科健診研修会を今年度初めて実施した。本県においては今年度から事業所歯科健診協力医の登録を開始しているが、歯科特殊健診に特化した登録医療機関とはしていない。

鳥 取 県

< 労働局 >

令和 2 年 1 2 月 2 5 日付け本省通達を受け、当局管内の対象業務を有する可能性のある事業者に対し、歯科検診の実施及び結果の報告について、文書により周知、啓発を行った。

< 歯科医師会 >

今年度は、歯科特殊健康診断用の鳥取県版検診用紙を作成した。

* 提供資料：歯科特殊健康診断個人票

来賓・各県行政・各県歯科医師会 各 1 部

【資料番号 11】

新型コロナウイルスワクチン接種のための筋肉内注射実習等の教育セミナーの開催・参加状況、及び集団接種会場等への会員の派遣要請、派遣実績について教えていただきたい。

(岡山県歯科医師会)

《提案理由》

現時点（7月10日）において岡山県において歯科医師によるワクチン接種を実施した市町村はない。1, 2 の市町村から地区歯科医師会や歯科医療機関に問い合わせがあったが、その後、具体的な派遣要請等はないのが現状である。ただ、県歯として要請があった場合に備え、8月中旬にワクチン接種のための筋肉内注射実習を岡山大学病院のご協力のもと実施する予定である。中国地域での歯科医師によるワクチン接種のための実習等の開催状況、また、本協議会が開催される10月にはどの程度集団接種等が実施されているか不明であるが、会員の派遣要請、派遣実績についてをお聞きし今後の参考としたい

山 口 県

< 歯科医師会 >

県主催で実技研修会を 2 回実施、228 名の参加があった。また、市独自（防府市）でも実技研修が行われ 28 名の参加があった。

県広域集団接種会場へ 72 名が出務。市が設置した集団接種会場には該当郡市会会員が輪番制で出務している。職域接種では、1 郡市会から 1 名が出務している。

島根県

<歯科医師会>

具体的な派遣要請はなく、研修会実施予定も今のところない。

広島県

<歯科医師会>

必要な研修（e-learning、実技研修）を受けた歯科医師のみ、ワクチン接種にご協力いただいた。広島県の研修会と派遣実績は以下のとおりである。

「新型コロナウイルスワクチン接種実技研修」

- 開催日時 …… 6月4日、6日、20日、27日
- 総受講者数 …… 401名

歯科医師のワクチン接種出務

- 6月12日～20日の間（6日間） 延べ 24名
 - 7月 3日～31日の間（9日間） 延べ 19名
-

鳥取県

<歯科医師会>

*筋肉内注射実習等の教育セミナーの開催・参加状況について

第1回のワクチン接種講習会（県内3会場同時開催、Web講習と実習）

日時＝5月30日 13時30～15時30分

参加人数＝91人

第2回のワクチン接種実習講習会（県内2カ所同時開催、実習主体）

日時＝6月13日 15時～16時

参加人数＝18人（うち1回目[日歯Web研修修了者]名）

（いずれも鳥取県・鳥取県歯科医師会・鳥取県看護協会 共催）

*集団接種会場等への会員の派遣要請、派遣実績について

○ 鳥取県による高齢者臨時集団接種（県内2会場）

開催日数＝16日（1カ所8日×2会場）

派遣延べ人数＝64名

一日当たりの接種人数＝200人

（注：派遣1日あたりの延べ人数は、午前2名、午後2名で、延べ4名の計算です）

○ 町村による町民集団接種（県内3町村）

開催回数 = 46回（午前と午後を各1回とカウント）

派遣延べ人数 = 46名

一日当たりの接種人数 = 100人

○ 職域接種（2団体）

• 鳥取県トラック協会

開催日数 = 5日（うち1日だけ午前中のみ）

派遣延べ人数 = 18名

一日当たりの接種人数 = 320人

（注：派遣1日あたりの延べ人数は、午前2名、午後2名で、延べ4名の計算です）

• 鳥取商工会議所

開催日数 = 5日

派遣延べ人数 = 30名

一日当たりの接種人数 = 300人

（注：派遣1日あたりの延べ人数は、午前3名、午後3名で、延べ6名の計算です）

派遣延べ人数合計 158名 接種対象人数合計 8,380人

(2) 学校歯科関連

【資料番号 12】

『学校保健安全法』による大学での定期歯科健康診断の実施について

(鳥取県歯科医師会)

＜提案理由＞

第44回に同様の協議題を挙げ、文部科学省から「発達段階を踏まえると、本人が自分で健康管理ができる年齢に達していると考えられるため、大学での歯科健康診断は省略可能な項目としている」とのご回答をいただいた。このことは、医科の健康診断にも言えることで、歯科だけに適用することは、齟齬が生じていると考える。見解を文部科学省にお伺いしたい。

文部科学省

大学においては、例えば脊柱・胸郭、四肢の状態、視力及び聴力などの検査項目についても、学校保健安全法施行規則第6条第4項の規定に基づき省略することができることとしており、歯科健康診断に限るものではありません。また、労働安全衛生法における健康診断においてはそもそも歯科を定期健康診断の項目とはしていない一方で、大学は省略可能としつつも検査項目としています。成人やそれに近い年代の学生に対する検査である点、従前申し上げたとおり発達段階等についても併せて考慮する必要があると考えます。

【資料番号 13】

学校保健統計調査の歯肉炎の数値について

(鳥取県歯科医師会)

＜提案理由＞

第44回に同様の協議題を挙げ、文部科学省から「GOの数を把握することの趣旨は理解いたします。しかしながら、学校保健統計調査は学校現場に多大な負担をかけて情報を取得している状況です。医師・歯科医師が認めた所見の転記や報告など養護教諭等の負担の上に成り立っているものであるため、調査項目は最低限必要な項目に絞っているものです」とのご回答をいただいた。我々は、GOの数を把握したいのではなく、 $GO + G =$ 歯肉炎の数を把握したいのである。最低限必要な数値は、2のみの数値ではなく、 $1 \cdot 2$ の合計の数値である。2のみの数値をあげることも、 $1 \cdot 2$ の合計の数値をあげることも、現場の負担に変わりはなく、必要な数値のほうを出すべきであると考え。見解を文部科学省にお伺いしたい。

文部科学省

従前申し上げたとおり、学校保健統計調査は国の基幹統計調査であり、調査項目についても経年での比較に使えるよう項目の変更は慎重な検討が必要です。また、御指摘の歯肉の状態に限らず、保健統計で調査している健康状態の異常は、経過観察を要する程度ではなく、医師の診察を要するものとしています。歯肉の状態のみGOを拾うことについては他の項目と整合しなくなるなど、統計としての位置づけに課題を生じることになると考えています。

【資料番号 14】

各県のフッ化物洗口の取組状況を知りたい。

(鳥取県歯科医師会)

〈提案理由〉

鳥取県では取組状況が芳しくなく、推進にあたって良い取組事例等があれば知りたい。

山 口 県

〈教育委員会〉

今年度は、市町によって、各学校の規模や設備、地域の感染状況等を見ながらフッ化物洗口の実施を検討している状況であり、取組事例等は把握していない。

島 根 県

〈教育委員会〉

昨年度の推進校では、養護教諭指導のもと、生徒会の保健委員会が準備や片付けの補助、実施状況をチェックするなど、生徒の主体的な活動の一つとして取り組んでいた。また、砂時計やのぼり旗を用意するなど、フッ化物洗口の環境を整え、意識化を図っていた。

〈歯科医師会〉

フッ化物洗口の普及状況は市町村によってばらつきがあります。県保健行政・歯科医師会では、保健所単位の歯科保健連絡調整会議などで取り組みの低調な市町への働きかけを継続的に行っています。計画的に徐々に実施校を増やすことに取り組んでいる自治体もあります。

広 島 県

〈歯科医師会〉

広島県では以前よりフッ化物に対しての反対が根強くありほとんど実施されていないのが現状である。広島県内では、大竹市、北広島町、大崎上島町などフッ化物洗口を実施している地域もありますが、調査では4.6%という結果で、消極的な印象です。教育委員会との連携が必要

ではありますが、難しいのが現状です。

岡山県

< 県 >

令和2年度実施施設数 29施設

(内訳) 保育園・保育所：6施設 幼稚園：9施設 認定こども園：5施設

小学校：8施設 中学校：1施設

※新型コロナウイルス感染症の影響により上記のうち13施設が休止

県では、フッ化物洗口に必要な洗口液等の実施を希望する施設に配布する「岡山県フッ素洗口モデル事業」(政令指定都市は対象外)を実施しているが、実施施設数は、上記のうち保育所：1施設、幼稚園：1施設、認定こども園：1施設の計3施設と実施率は非常に低い。他県において良い取組事例等があれば参考にさせていただきたい。

【資料番号 15】

学校保健統計調査結果の解釈について

(鳥根県歯科医師会)

〈提案理由〉

令和2年度学校保健統計調査は、健康診断の実施期限が年度末までに延期されたため、結果の速報値の公表は発育状態(身長、体重)の全国値のみとなり、確定値は7月に公表とされました。このような特別な状況で得られた結果の解釈を、これまでと同様に行ってよいものか困惑しています。

そこで、文部科学省ならびに日本学校歯科医会では、令和2年度の結果をどのように解釈しておられるのか、また、比較検討する際に注意が必要と考えておられる点についてもお伺いしたい。

文部科学省

令和2年度学校保健統計調査結果の公表に当たって、報道発表資料に新型コロナウイルス感染症の影響について、「令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年4月1日から6月30日に実施される健康診断について当該年度末までに実施することとなったため、学校保健統計調査においても調査期間を年度末まで延長することとした。このため、本集計結果は、成長の著しい時期において測定時期を異にしたデータを集計したものとなっており、過去の数値と単純比較することはできない。」旨記載しているとおりです。

経年比較による令和2年度のデータの特色が新型コロナウイルス感染症の影響によるものか、実施時期が異なることに起因するものかを、今後の統計調査の結果も含めて注意深く確認していく必要がある

と考えています。

日本学校歯科医師会

文部科学省のご見解に沿っていただければと思います。

本会でも、令和2年度学校保健統計調査に関しては、役員間でも議論いたしておりますが、健康診断時期等も含めて様々な要素が多因子的に絡み合っており、解釈には、もう少し経過を見ていく必要があるのではないかと考えております。

以上を踏まえた上での昨年との単純な比較では、小学校での処置完了者の率の低下、歯垢の状態と歯肉の状態の率の増加が認められ、今後、児童への影響を注視する必要があると考えております。比較で注意する点としては、正確に見解を導くために数年を要するということかと考えております。

【資料番号 16】

幼児歯科健康診査の標準化について

(鳥根県歯科医師会)

〈提案理由〉

1歳6ヶ月児、および3歳児の歯科健康診査は市町村の事業として行われており、その診査基準、診査票、指導内容などには地域により微妙な差異があるようです。また、幼児の新たな健康課題への対応についても指針が求められているように思います。一例として、低ホスファターゼ症による乳歯の早期脱落がありますが、幼児歯科健康診査への明文化により、同疾患の早期発見につながる可能性があります。幼児歯科健康診査の標準化（マニュアル策定）について、各県および厚生労働省のお考え、対応をお聞かせください。

厚生労働省（担当：子ども家庭局、医政局）

母子保健法で定める1歳6ヶ月児、および3歳児の健康診査における診査項目については、母子保健法施行規則にて定めており、診査票については通知（※1）により定めている。また、母子健康手帳の省令様式には、指導内容に関する問診項目があり、健康診査の結果を記録できる様式としている。

（※1）平成10年4月8日児母発第29号「乳幼児に対する健康診査について」

乳幼児健康診査の標準化・質の向上のための方策については、厚生労働科学研究（※2）において関係学会と連携をしながらマニュアルの作成等を行ってきた。歯科健康診査についても、今後必要に応じて検討して参りたい。

（※2）平成30年度～令和2年度厚生労働科学研究費補助金「身体的・精神的・社会的（biopsychosocial）に健やかな子どもの発育を促すための切れ目ない保健・医療体制提供のための研究」（研究代表者岡明）

令和3年度～厚生労働科学研究費補助金「身体的・精神的・社会的（biopsychosocial）に乳幼児・学

童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」(研究代表者永光信一郎)

山 口 県

< 県 >

本県では、山口県歯科医師会に執筆協力いただき、山口県乳幼児健康診査マニュアルを策定することで、幼児歯科健康診査の標準化を図っている。

また、山口県歯科医師会をはじめ、山口県歯科衛生士会及び民間企業と連携し、保育士や幼稚園教諭等を、各園での普及啓発リーダーとして育成することで、保護者も含めた乳幼児への歯科保健対策を推進してまいりたい。

広 島 県

< 県 >

幼児歯科健康診査の市町による差異については、各都道府県で個別にマニュアル等を策定するよりも、厚生労働省の方で、全国共通の指針やマニュアル等を定めていただく必要があるのではと思う。厚生労働省のお考えをお聞きしたい。

岡 山 県

< 歯科医師会 >

1歳6ヶ月児、および3歳児の健康審査は母子保健法で行うことが義務づけられており、その実施要綱も定められているところであるが、歯科については「歯科健康審査は、歯及び口腔の疾病及び異常の有無について行うものとする。」の一文のみである。これが地域により審査基準や指導内容に微妙な差異が生じる原因と思われる。

岡山県内では現在独自のマニュアルを持つ自治体は確認した範囲では無く、新たなマニュアル策定についても積極的に希望する自治体は無かった。ただ、「あれば助かる」、「拠り所になる物があれば判断基準になるのではないか」という声は一部で見られた。

質問にある低ホスファターゼ症のような新たな健康課題への対応を行なっている自治体も一部に限られており、何らかの対処が必要である点は同意するものである。しかしながら各市町村の事業であるので、標準化されたマニュアルを策定するとなると国か県行政あるいは県歯科医師会が対応する事となると思われるが、現在岡山県歯科医師会ではその予定は無い。

鳥 取 県

<歯科医師会>

鳥取県では、従前の1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査の「健康診査マニュアル」を継承する形で、『鳥取県乳幼児健康診査マニュアル』を作成して使用している。

PHRによる、1歳6か月児・3歳児歯科健診、学校歯科健診、歯周疾患検診のデータデジタル化と「口腔診査情報標準コード仕様」が早期に完成することが望まれる。質問の中にあつた低フォスファターゼ血症に関しては、1人／15万人の発症という現在のデータから、スクリーニング強化により更なる発見も期待されるが、他の疾患との兼ね合いもあり、検診項目を増やすという選択肢を選ぶことは難しいと考える。啓蒙の強化を図り、備考欄の活用が現実的と考える。

【資料番号 17】

岡山県の歯科検診結果によると、特別支援学校の中学部、高等部の生徒の歯肉炎（G）の罹患率は、県内の同年代の生徒と比べて、高い傾向がある。

口腔環境を衛生的に保つことが難しい生徒もいる中、どのように予防したらよいのか家庭や学校でできる具体的な予防方法について御教示いただきたい。

※学校の取組ではなく、専門医から御助言をいただき、参考にさせていただきたいと思っております。
(岡山県歯科医師会)

山 口 県

<歯科医師会>

歯肉炎を引き起こす原因として、歯の周りの口腔衛生状態の不良が考えられる。歯の周りに歯垢が残った状態にならないように家庭では、規則正しく食事を食べ、間食は長時間になることなく、食後は歯みがきをするという習慣を行う必要がある。歯みがきの後には口の中をチェックし、必要に応じて仕上げ磨きすることで口の中が改善していくと思われる。学校生活ではこれらのことは中々難しいが、歯みがきの時間、フッ化物洗口などを取り入れることで予防効果は見込めると考える。また、かかりつけ歯科医と連携することで、より一層口腔衛生環境を良好に導き、維持できるようになると考える。

島 根 県

<歯科医師会>

特別な支援を必要とする生徒の歯肉炎を予防するためには、多くの場合、セルフケアに加えて専門的な口腔清掃を継続的に実施することが必要になります。かかりつけ歯科医を持っていただき、定期受診されることが強く勧められます。

また保護者に対して繰り返し、当事者の立場に寄り添って口腔衛生の大切さを説明していくことが大

切です。

その上で、家庭や学校で予防を実践するにあたっては、具体的にわかりやすい表現で「清潔」ということを理解してもらうことが必要です。そのためには、口腔をケアすることによる「快い」や「気持ちいい」という感覚を体験することを重視します。自分の口に興味や関心を持つような指導も重要です。

指導にあたっては、具体的に理解しやすい、絵や動画などの視覚情報の活用も効果的です。

見通しが持てると関心を持ってもらえることが多いので、全体で何をするか、今どこまで進んだかを具体的に示します。「歯みがきをすると変わる」ということが体験を通して理解できると、歯肉炎の改善、継続的な予防につながります。

広島県

<歯科医師会>

特別支援学校の生徒には大きな個人差があり一概に学校現場での指導を述べ辛い。個別対応が重要な要素になり、それを学校職員と家庭、かかりつけ歯科医が共有して口腔管理にあたるのが肝要と思われる。

鳥取県

<歯科医師会>

鳥取県内における特別支援学校（養護学校を含む）の生徒と県内同学年の生徒の歯肉炎の状況を比較した資料は確認していないが、筆者が学校歯科医をする鳥取大学附属特別支援学校（小学部、中学部、高等部、専攻科）の高等部の状況と県立鳥取湖陵高等学校の状況を比較した場合に、必ずしも特別支援学校の生徒のほうが歯肉炎（G）の罹患率が高いという印象は持っていない。もちろん知的障害による理解の不足や口腔清掃に対する拒否が強いケース、あるいは抗てんかん薬などによる副作用で重度の歯周炎となっているケースは数例存在するものの、全体的には大差はないと考える。

一般論として、小学校低～中学年あたりまでは、保護者による仕上げみがきや声掛けなどの口腔清掃への介入が行われているが、思春期と永久歯列への移行時期が重なる中学校以降は保護者の介入が薄れ本人の自覚に任せることとなり、また生活習慣の乱れなども重なって歯肉炎の罹患率が上がる傾向がある。特別支援学校の生徒でも、概ねこの傾向は同じであるが、保護者による介入が中学部以降も続くことも多いと考えられ、高等部以降に歯肉炎の増加がみられる。

予防法等の取り組みについては、日本障害者歯科学会雑誌への中山らの調査報告¹⁾では、特別支援学校の生徒の74.3%がかかりつけ歯科医を年1回以上受診すると報告されており、比較的高い傾向があるので、家庭での取り組みと併せて、定期的な歯科受診が最も重要であると考えられる。自閉スペクトラム症など環境変化への対応が困難な生徒も多いので、むし歯や歯肉炎の無い幼少期からかかりつけ歯科医への定期通院を続けることが必要で、また、物事がパターン化される傾向が強いことから、本人と保護者に根気よくTBIを行うことでブラッシングを生活の一部として定着させることが重要であると考えられる。

(文責) 日本障害者歯科学会会員、鳥取県歯科医師会常務理事、

鳥取県口腔総合保健センター障害者歯科診療担当

池田実央

参考文献 1) 中山朋子ら「特別支援学校(知的障害)の児童・生徒の保護者がかかりつけ歯科医療機関に求める医療サービスおよび歯科医療機関の種類とう蝕罹患状況との関連」

日本障害者歯科学会雑誌2020:41:366-374

(3) 県・市町村事業関連

【資料番号 18】

第44回の資料番号26 と同じ(申し送り分)

『健康増進法』による定期歯科健康診断の実施について (鳥取県歯科医師会)

＜提案理由＞

歯科口腔保健の推進に関する法律(H23)の第8条にあるように、生涯にわたって歯科健康診断・保健指導を受けることが求められており、その必要性については周知のとおりである。健康増進法に基づく定期歯科健康診断の実現について、進捗状況を厚生労働省、日本歯科医師会にお伺いしたい。

厚生労働省(担当:健康局、医政局)

口腔の健康が全身の健康と深い関係を有することが広く指摘されており、質の高い生活を営む上で、口腔の健康の維持・向上を図ることは大変重要であると認識している。

厚生労働省では、平成30年度から歯科健康診査推進等事業(※)において、全国的に効果的かつ効率的な歯科健診の実施等を検討していくため、歯科健診、歯科保健指導についての調査・検証等を行っている。

今後、こうした事業による検証結果なども踏まえ、ご指摘の健康増進法に基づく歯周疾患検診の在り方等について、必要に応じて、検討を行ってまいりたい。

(参考1) 厚生労働省では、健康増進法に基づき自治体が行う健康増進事業における「歯周疾患検診」への補助を行っている。

(参考2) 健康増進事業

健康増進法第17条及び第19条の2に基づき市町村が行う、健康教育、健康相談、③健康診査、訪問指導等の事業に対して、都道府県が補助する事業及び指定都市が行う上記事業の国庫補助を行うもの。

【令和3年度予算:36億円、令和2年度予算:37億円】

日本歯科医師会

日本歯科医師会としては、歯周疾患検診における20歳までの対象年齢の拡大、5歳刻みでの実施を目指しているところである。

現在、厚生労働省の「歯科健康診査推進事業」や「歯周病予防に関する実証事業」において令和2年度に作成した歯科健康診査票や歯科健康診査の精度向上、歯周病に対する定期的な歯科健康診査・保健指導の効果検証などの検討が進められている。

これらの事業結果を踏まえて、「歯周病検診マニュアル2015」の見直しが進められる予定だが、

歯周疾患検診の対象年齢の拡大等と併せて、PHR（パーソナルヘルスレコード）にも資するものとなるよう対応していきたい。

【資料番号 19】

歯科専門職の確保対策について

(山口県)

〈提案理由〉

本県では、人材不足解消のため、これまで、歯科衛生士の復職支援に向けた研修会・相談会の開催に加え、高校生向けに、歯科衛生士及び歯科技工士の魅力を発信する啓発資料を作成するなど、歯科専門職の確保対策に努めてまいりました。

こうした取組に加え、本年7月末、新たに、医療人材確保のための情報発信やワンストップで相談対応を行う総合相談窓口を、県内外からのアクセスに優れる新山口駅に隣接する山口市産業交流拠点施設内に設置し、関係団体が運営する人材バンクと連携して、求職や復職などの相談に、きめ細かく対応できる体制を整備いたしました。今後、この相談窓口を活用し、Uターンを希望する歯科医療従事者に役立つ支援策や、潜在有資格者の再就業に向け、復職支援の研修等の情報を発信することで、県内就業のさらなる促進を図っていききたいと考えています。

そこで、他県における歯科専門職確保に向けた取組の現状について、ご教示いただきたい。

島 根 県

< 県 >

島根県歯科医師会への委託により、県内高校生等への職業紹介・魅力発信を行い、担い手の確保を図っています。また、離職防止・復職支援を目的とした研修会等を開催しています。

広 島 県

< 歯科医師会 >

広島県歯科医師会では地域医療介護総合確保事業の一環として、平成26年度から平成29年度の4年間に亘り「歯科衛生士職場復帰研修会」を広島地区と福山地区での2箇所において隔年ごとに開催した。4年間の参加者は合計で53名であった。

研修会後のアンケートでは復職を目指す声が多く寄せられたが、勤務時間や勤務地の雇用環境の問題があり、再就職までのハードルは高いようである。

広島県では県歯科衛生士会がDHバンク(歯科医療技術者無料職業紹介所)を運営し、求人情報をウェブサイトに掲載しているため、本会も連携しながら対応している。

岡山県

<歯科医師会>

岡山県においては平成22年3月より「眠れる歯科衛生士サポート委員会無料職業案内所」の運営を開始し歯科衛生士の復職支援を行った経緯がある。結婚や諸事情により離職期間の歯科衛生士を対象とし、初年度は当時の県内にあった歯科衛生士養成校4校の協力を得て卒業者3,500名にリフレッシュセミナーの開催、無料職業紹介所への登録を案内した。リフレッシュセミナー参加者は約100名、登録希望衛生士は常勤希望23名、パート希望66名となった。そして、この登録を会員に周知したところ、第一回は常勤3名、パート7名が就業。第二回はパート2名の就業が決まった。その後2年毎に登録啓発の案内を実施していたが、登録者は減少し、現在は稼働していない。

しかし、依然として歯科衛生士不足の昨今、執行部が一新したことを契機に再び歯科衛生士復職支援事業を立ち上げようと準備を進めているところである。

鳥取県

<歯科医師会>

鳥取県西部地区において歯科衛生士の人材確保には大変苦慮しており慢性的な人材不足に悩まされている。そのため鳥取県地域医療介護総合確保基金事業を活用して復職支援事業を行っている。歯科衛生士の未就業率（潜在率）が高いと言われている中で、広告宣伝や外部講師を迎えての講義、実習を行ってきたが参加者も少なく復職できた者も数人に留まっているのが現状である。今回のコロナ禍で更に事業方針も検討する必要がある、未就業者に周知して頂くため、外部委託による復職支援専用のHPを開設した。同委託業者のネットワークが非常に充実しているため宣伝も幅広く依頼することが可能となるとともに復職に関する多くの新しい情報を更新して行く予定である。ハローワークとも協力体制を整え、条件に合った復職を支援している。また、専門職の確保となると高校生も対象になる。西部地区では衛生士学校への入学者を確保するための対策として高校訪問を行っており、役割の重要性や社会的ニーズを説明した上で学校説明を行っている。この対策も将来的にはHPにリンクして学校関係者や家族とも進路相談の一端を担うきっかけになることを期待している。

歯科技工士に関しては県内唯一の地区歯科医師会立技工士専門学校が新入生募集中止となり、厳しい現実に直面している。

節目年齢歯科健診（歯周病検診）の地域格差の是正に対する取り組みについて

（広島県歯科医師会）

＜提案理由＞

節目年齢歯科健診（歯周病検診）への取り組みは各県で行われているが、取り組み方法、結果（受診率）については各地区で地域差が生じていることと推察される。広島県歯科医師会では、全ての郡市地区の役所にアンケート調査を行い、取り組み方法、受診率についてまとめ、結果をフィードバックすることで、格差の是正を図る試みを行っているが、まだ結果に結びつかないのが現状である。そこで、各県での地域格差の状況と、その対策、対応状況についてご教示いただきたい。

山 口 県

＜ 県 ＞

本県では、歯周疾患検診の取組は、市町が実施している。県としては、健康増進事業や国民健康保険事業等での成人歯科検診を全市町で実施することを目標としており、計画策定時に比べ、中間評価では取組市町が増えているが、目標の達成には至っていない。

そのため、地域の実情にあった方法で実施していただくためにも、各市町に に対する実施状況のアンケート調査等での情報提供に努めてまいりたい。

島 根 県

＜ 県 ＞

歯周病検診受診率は県内市町村間で差があります。県としては、広く県民に歯科健診受診の周知啓発を行うことにより、歯科健診受診率の向上を図っています。

広 島 県

＜歯科医師会＞

提供資料

「健康増進法に基づく歯周病健診の普及促進事業報告書」

提供方法

来賓・各県主管部局・各県歯科医師会・労働局・教育委員会 各1部配布

岡 山 県

＜歯科医師会＞

節目年齢歯科健診（歯周病検診）については、対象年齢、受診率、受診者負担金等市町村によって格

差があることは承知しているが、県下の市町村の詳細な内容は把握していない。

格差の是正についての対策等、今後検討していきたい。

鳥 取 県

< 県 >

当県では実施市町村に対し、受診結果の取りまとめを行い、その結果を全市町村にフィードバックしている。

フィードバック通知時には未実施市町村に向け、健康増進事業補助金の活用を提案している。また当県では各市町村に歯科専門職の配置がほとんどないため、歯科保健対策の強化を図るために、市町村の保健師・管理栄養士等を対象に研修会を実施している。

受診率や受診結果については毎年県HPにて掲載を行っている。

◇参考

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/394669/sisyuusikkann%20H27-R1.pdf>

< 歯科医師会 >

鳥取県歯科医師会としては、節目年齢歯科健診（歯周病検診）への取り組みは、各市町でほぼ行われているが、地域格差の状況と、その対策、対応状況については把握していない。

【資料番号 21】

在宅における歯科保健医療の需要の把握方法について

（広島県）

〈提案理由〉

今後、在宅歯科医療に係る取組を実施していくにあたって、この需要を把握することが重要と考えているが、現時点ではその方法について検討を要している段階であるため、各県で実際に取り組まれている方法等があれば、参考にさせていただきたい。

山 口 県

< 県 >

貴見のとおり、事業推進の上で需要を把握することは重要であるが、在宅における歯科医療が必要な患者は、年齢や健康状態等、多岐にわたっており、また、その患者が治療を必要としているかどうかを把握することは、困難と考えている。

ただし、県歯科保健医療計画において、在宅医療の必要量を圏域毎に見込んでおり、その数値は参考の一つになると考えられる。

< 歯科医師会 >

山口県では、平成27年より、「在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を2次医療圏単位に設置し、自宅への往診等を希望する在宅歯科保健患者、歯科診療所、関係機関等の連絡調整を行うことにより、在宅患者等のニーズに対応した歯科保健医療を提供するなど、在宅歯科医療の一層の推進を図ること」を目的とする山口県在宅歯科保健医療連携室が設置されている。

島根県

< 県 >

当県において、需要を把握する取組は現時点では行っておりません。他県の方法等を参考にさせていただきたいと思います。

岡山県

< 歯科医師会 >

一般を対象とした在宅診療の需要を把握するような調査等を行っていない。訪問診療に対する本会の対応としては平成22年より「歯科往診サポートセンター」を設置し、訪問診療を希望しているがどのように探してよいか分からない患者やそのご家族に対してサポートセンターに登録している歯科医院を紹介する窓口となっている。令和2年度において、サポートセンターに連絡があったケースでは、歯科医師の紹介や施設に配布しているチラシを見て知った方が58%と一定の効果を認め、連絡者はケアマネージャー67%、家族16%となっている。また、講師を招いて初心者向けの訪問診療講習会も積極的に開催して訪問診療が可能な歯科医院の増加や岡山大学に協力していただき摂食嚥下障害の治療について実技を交えた講習会を行うなど治療範囲の拡大も図っている。

鳥取県

< 歯科医師会 >

本会では、訪問歯科診療を推進するために、各圏域ごとに地域歯科医療連携室を設置している。連携室専属の歯科衛生士が訪問診療の相談を受け、また訪問アセスメントを行い在宅歯科診療に繋いでいる。在宅における歯科医療の件数は把握しているが、需要の把握はできていない。

介護支援専門員実務研修（更新研修）時における歯科・摂食嚥下関連項目の研修実施状況について

（広島県歯科医師会）

＜提案理由＞

介護支援専門員は、要介護者の認定審査やケアプラン作成管理および地域包括支援センターにおける高齢者の健康維持管理など、地域高齢者の健康を支える重要な職種である。

低栄養状態あるいはフレイルを予防するためには、より多くの介護支援専門員が口腔内の状態を把握して介護認定に適切に反映させ、口腔ケア等を介護ケアプランに組み込み、専門職種と連携できるだけの知識と視点を持つことが重要である。

介護支援専門員は実務を継続するにあたり、5年毎に更新研修を受けることが必須となっている。広島県では平成28年度時には、歯科・摂食嚥下に関する研修は含まれていなかったが、その後、世間では摂食嚥下障害やオーラルフレイルが注目されるようになった。

そこで、各県の現時点における、介護支援専門員更新研修での啓発活動の実施概要について情報提供いただき、この分野における今後の事業展開についても各県のお考えをご教示いただきたい。

山口県

＜ 県 ＞

現在、本県で実施している介護支援専門員更新研修においては、研修テキストにおいて口腔機能向上の必要性や歯科医師等との連携の重要性を紹介している。

引き続き研修内での啓発を進めるとともに、研修実施機関等の意見も聞きながら、研修機会を活用した効果的な啓発等について検討していきたい。

島根県

＜ 県 ＞

当県として、歯科・摂食嚥下に関する独自性のある研修は行っていませんが、介護支援専門員をはじめとする介護・福祉職員に対して、引き続き、歯科・摂食嚥下の重要性等を周知・啓発していきます。

岡山県

＜ 県 ＞

・現状

現時点では、介護支援専門員更新研修において歯科・摂食嚥下等に関する啓発は特段行っていない。

・今後の事業展開等

高齢になるにつれて肺炎で亡くなる方が増え、高齢者の肺炎の7割は誤嚥性肺炎といわれている。また、呼吸・コミュニケーション・摂食などの口腔の機能は高齢になると低下し、要介護の高齢者等に対する医療・介護・生活に関わる多職種連携による多面的な支援が求められており、介護との連携も非常に重要であることから、介護支援専門員更新研修における口腔ケア等の啓発など、介護分野との連携について今後検討していきたい。

【参考】

令和3年度岡山県介護支援専門員専門・更新研修では、研修プログラムの中に口腔ケア・摂食嚥下障害・摂食時の姿勢と動作に関する内容が組み込まれている。

< 歯科医師会 >

現在、県歯として研修会等は実施していない。

鳥 取 県

< 歯科医師会 >

本県では、介護支援専門員実務研修時に摂食嚥下関連項目の研修は実施していない。今後、研修項目に加わるよう取り組んでいきたい。

【資料番号 23】

マイナポータルを介した自治体検診情報の提供に伴う健診票の改修について

(広島県歯科医師会)

< 提案理由 >

政府は、個人の健康等情報をマイナポータル等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み、PHR (Personal Health Record) の拡充を図るため、2021年に必要な法制上の対応を行い、2022年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討するとしている。

それに伴い、全国の自治体では令和4年度以降に行った検診について、結果をマイナポータルを通じて対象者に情報提供するようにシステムを作ることとなっている。そのため、検診内容の項目は国が全国統一のレイアウトを作成し、対象者に情報提供する「必須項目」は健診票に記載することが必要となるようである。

従って、現行の健診票では不足する項目について健診票を改修するとともに、検診システムの見直し、検診委託契約の変更などの必要性も考えられる。

広島県では、本件について情報収集するとともに対応を協議しているところであるが、各県の対応状況、対応方針についてお伺いしたい。

山 口 県

< 県 >

本件については、現状、各市町で対応方針を検討しているところであり、本県としては、今後、市町等とも連携し対応方針を検討していく必要があると考えている。

島 根 県

< 歯科医師会 >

本会ではこの件に関する積極的な対応にまでは、至っていません。

県内自治体の進捗状況や、自治体から地区歯科医師会への説明状況など、今後、情報収集を行うにあたり、貴県にご教示いただきたい。

岡 山 県

< 県 >

マイナポータルを介した自治体健(検)診情報の提供については、国において様式を標準化するとともに、令和3年度に、健(検)診を実施する市町村において国庫補助金を活用してシステム改修を行うこととなっており、現時点では、県においては特に対応等は行っていない。

鳥 取 県

< 歯科医師会 >

本県ではこの件に関して特に対応しておらず、日本歯科医師会の対応を待つ。

【資料番号 24】

介護施設と歯科医師会のかかわりについて

(広島県歯科医師会)

<< 提案理由 >>

当然としても、願わくは、かかりつけ医が施設等に出向き、フォローできるのが歯科医師、患者双方にとって理想であると思われる。現実には歯科医師1人の医院が多く、自院を閉めて訪問先との時間調整をすることは大変で、施設側もその過程を業者は柔軟に対応するため、業者を選択

する傾向にあるのではないかと考えている。個々の自助努力は大前提としても、歯科医師会が介護施設と連携をし、会員の既得権益を守るべく後ろ盾となる取り組みをしていけばご教示頂きたい。また歯科訪問業者の形態も多様で、実態はどの程度把握しているかもご教示いただきたい。

山 口 県

<歯科医師会>

山口県歯科医師会では、山口県在宅歯科保健医療連携室を運営しており、詳細は【資料番号21】それに伴い、連携室に協力できる協力医リストを作成し、各郡市会の協力医を毎年確認、更新をしている。

訪問診療受付窓口となる連携室に、施設や患者から問い合わせがあった場合には、その協力医の中から、<外来でのかかりつけ医→施設又は自宅からの最短距離の医院→訪問時間がマッチング出来る医院>の順で紹介している。これにより、かなりの確率で、かかりつけ医がフォローできる体制にあるのではないかと考える。

島 根 県

<歯科医師会>

資料番号5の回答と同じ内容となるが、当県でも、まだ具体的な取り組みはないため、当県からも関連の質問を出したところである。歯科医師会が率先して介護施設と連携を取る、もしくは会員医療機関との連携を斡旋するような取り組みは、現在のところ行っていない。今後、状況に応じて対応策を検討することと考える。

広 島 県

<歯科医師会>

現時点では、当県歯科医師会が介護施設と連携をし、会員の既得権益を守るための後ろ盾となる取り組みは行っておらず、また歯科訪問業者の実態もほとんど把握していない。今後は、歯科医師会から施設に職員の教育（口腔ケア、嚥下リハなど）を申し出て、歯科医師会と施設でシステムを構築していればと考えている。

鳥 取 県

<歯科医師会>

本会では、高齢者施設における口腔機能向上推進事業を行っており、各施設の協力歯科医や近隣の歯科医、衛生士が施設訪問健診を行い、多職種間での口腔ケア研修を実施している。同時に多職種との関係づくりの場でもあり、継続的な連携の構築にも役立っている。

民間訪問歯科業者の実態は把握していない。

(4) 歯科医師会事業関連

【資料番号 25】

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」への取り組みについて伺いたい。各市町村から地区歯科医師会への事前の協力要請があったのか。あったのならどのような協力をするのか。あるいは健診時「口腔の問題」があった時への対応をどう求められるのかなど。

(鳥取県歯科医師会)

〈提案理由〉

高齢者のフレイル対策が保健事業、介護予防の喫緊の課題となっているが、COVID-19の影響で「コロナフレイル」といわれるように、高齢者のフレイルがより一層問題となってきている。各市町村でも保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた取り組みはスピード感を持って実施されなければならない。

高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン2版では、関係団体等との連携の項で、「一体的な実施の展開に当たっては、医師会をはじめとする地域の医療関係団体の協力が不可欠であり、事業の企画の段階から三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の協力を得つつ、保健事業と介護予防の一体的な実施を適切に展開することが必要である」と記されている。

各県の市町村での取り組み、地区歯科医師会での協力状況を伺いたい。

山口県

〈歯科医師会〉

協力要請のあった郡市会もあるが、取組の詳細については把握していない。

島根県

〈歯科医師会〉

本会においては平成26年より島根県後期高齢者広域連合と委託契約し、後期高齢者歯科口腔健診（内容に低栄養、口腔機能の検査項目を含む）を全県下で展開、その結果は島根県後期高齢者広域連合から各市町村へフィードバックされている。

当初より、この結果を使って、各市町村には低栄養、口腔機能低下に対する保健事業を行うよう各地区歯科医師会を通じて働きかけてきており、すでに複数の市町村で、この結果に基づいて低栄養疑いに対し行政からの保健師派遣や、地域包括支援センターと連携体制の構築、市町村からの委託で口腔機能低下向上プログラムを行っている地区歯科医師会がある。

また、平成30年から圏域保健所主催「在宅療養における低栄養改善・食支援検討会」に参加していた地区歯科医師会（出雲市）では、事業総括として行ったモデル事業である「低栄養改善・食支援のための専門職派遣事業（歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士、栄養士）」に協力参加、その後当該事業は

市町村に事業委託され、現在は介護保険事業の1つに組み込まれている。

松江市においても平成30年度から令和2年度まで、鳥根県後期高齢者歯科口腔健診受診者、特定健診受診者などのうちBMI 20未満もしくは口腔機能低下者を対象とした「高齢者低栄養・重症化予防事業(モデル事業)」が実施され、令和3年度より本格実施となった。

本県では、口腔の問題、低栄養、食支援といった部分は、歯科医師だけでは解決せず、行政を含めた他職種との連携、協働が必要と考え、鳥根県からの委託事業で「地域包括口腔ケア会議」を各地区歯科医師会主催で開催してもらい、各地区の訪問歯科診療や保険事業等の課題について関係職種と会議を行って、その中で求められた課題解決や事業への協力を各地区歯科医師会に積極的に行ってもらっている。さらに、年度末には「地域包括口腔ケア連絡会議」を開催し、各地区からの報告を受けて情報共有を行っている。

介護予防事業に関しては、各市町村の介護保険運営協議会等に地区歯科医師会から積極参加し、介護予防事業等の立案の際には、口腔の問題からくる口腔機能低下や低栄養への観点をアドバイスするなど、関連事業に協力していくことも重要であると考えている。

広島県

< 県 >

県内各市町において、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に向けた取組を検討、実施を進めているが、その中で県内4市で口腔ケアに関する取組を実施している。

広島市では、広島市歯科医師会へ委託してアウトリーチ型のオーラルフレイル事業をモデル的に実施したり、通いの場における歯科相談、居宅訪問等による口腔指導などに取り組んでいる。

< 歯科医師会 >

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に係る健康保険法等の改正が成立したことを受けて、広島市において取組みが実施されている。

実施体制を構築する中で、まずは①生活習慣病の中でも早期の保健指導が、予防や医療費の改善につながる「糖尿病」と、②糖尿病との関連性が裏付けられており、有病率が極めて高く、フレイルにも深く関係している「口腔」の二つのテーマについて、「一体的な実施」を先行実施することとされている。①の「糖尿病」は、服薬に関する相談・指導事業として、広島市域の薬剤師会に委託して、糖尿病の重症化予防等の事業を実施される。②の「口腔」では、広島市歯科医師会が委託を受け、「アウトリーチ型オーラルフレイル予防事業」として、8区のうち先行的に中区内の4つの日常生活圏域を担当する歯科衛生士（非常勤）を配置し、口腔に関する事業を行っている。

岡山県

< 歯科医師会 >

岡山県後期高齢者広域連合（運営審議会の委員として県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会等を含

む)の事業として、令和2年4月より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」などの高齢者保健事業が開始されています。地域の健康課題に応じて市町村が行っている介護予防事業や国保の保健事業と一体的な保健事業を、広域連合からの委託により令和6年度までに全市町村において実施の予定となっています。具体的には「通いの場」などに歯科衛生士等を派遣し健康相談等を受け、フレイル状態にある者等を適切に医療サービスにつなげるようにします。「通いの場」には地域包括支援センターなど行政機関に所属する歯科衛生士、もしくは地区歯科医師会に依頼をして診療所に勤務する歯科衛生士が派遣される予定となっております。

この事業は歯科衛生士のほか、保健師、管理栄養士の専門職が必要であり、市町村での状況の違いやコロナの影響等により実施にはもう少し時間がかかるのではないかと思います。行政に歯科衛生士が所属しない地区歯科医師会へは今後協力要請が出てくると思います。

【資料番号 26】

通いの場でのオーラルフレイル予防事業について

(山口県歯科医師会)

＜提案理由＞

本県では今年度から通いの場でのオーラルフレイル予防事業を行っている。従来、通いの場で行っていた健康体操の最後10分間にパタカラ体操やあいうべ体操、歯科衛生士による講話などを行い、フレイルとともにオーラルフレイルの予防を図る内容としている。まだ、モデル地区1か所のみで開催で、今後、全県下に拡大していきたいと考えている。他県において通いの場を利用したオーラルフレイル予防事業等があればご教示いただきたい。

島根県

＜歯科医師会＞

浜田江津歯科医師会および益田鹿足歯科医師会の取組みについて、紹介する。

・浜田江津歯科医師会

本年度から圏域内歯科衛生士（歯科医院勤務衛生士、地域歯科衛生士）を対象に令和5年度までの3ヵ年をかけて「地域の保健、医療、福祉の増進に寄与する衛生士の養成」を目的に「エキスパート歯科衛生士養成研修」を地区歯科医師会、島根県歯科医師会、保健所が主催、開催する運びとなった。

一連の研修を受講し、かつ実地訓練を終了した歯科衛生士を名簿登録し、名簿登録後は要望に応じて通いの場や施設等へ出向き指導等行う予定である。

第1回

「フレイル・オーラルフレイルに着目した介護予防のための口腔ケア研修会」

(県内歯科医師による講和「通いの場におけるオーラルフレイル対策」行政より「通いの場の活動について事例報告」)

第2回

「実地訓練前研修（フレイル・オーラルフレイルの視点から）」

（サロン等地域で活動している歯科衛生士の活動方法や活動内容の紹介等）

第3回

「実践を踏まえた圏域要介護高齢者のための誤嚥性肺炎リスク軽減を踏まえた口腔ケア研修会」

（スタディグループハイジチームアドバンス制作のマニュアル内容を踏まえた研修）

第4回

「実地訓練（フレイル・オーラルフレイルの視点から）」

（通いの場参加者を対象に実施）

第5回「実施訓練前研修（誤嚥性肺炎予防の視点から）」

第6回「実施訓練研修（誤嚥性肺炎予防の視点から）」

（介護施設職員を対象に実施）

研修内容は以上3年間で「研修、実地前訓練、実地訓練」と6回の研修予定である。

・益田鹿足歯科医師会

オーラルフレイル対策の普及啓発冊子（チラシ集）を作成・印刷し、益田市、津和野町、吉賀町へ配布した。地域の通いの場等で活躍されるリーダーに使用していただくことを目的にしている。また、令和2年度通いの場における健康教育・健康相談において、歯科衛生士や歯科医師だけでなく保健師からも「お口の健康」に関する話をしてもらっている。

広島県

<歯科医師会>

竹原市では、運動・口腔・栄養プログラムを取り入れた介護予防教室をベースに、通いの場を立ち上げている。そのうち、口腔では、歯科衛生士が監修した竹原市オリジナル体操「たけはら介護予防のためのお口の体操」のDVDを用いて口腔体操を実施している。また、歯科衛生士が、年に1回各通いの場を訪問して口腔体操の指導、口腔機能の測定（歯数、口腔乾燥状態、オーラルディアドコキネシス等）、測定後の評価を基に歯科保健指導を実施している。また県歯会では、県下の通いの場において、【資料番号29】の「かみかみ百歳体操～広島県歯科医師会バージョン～」を紹介している。

岡山県

<歯科医師会>

現在、県歯としては実施していないが、リーフレット等の配布を行っている。

鳥取県

<歯科医師会>

本県では、通いの場でのオーラルフレイル予防事業は行っていないが、平成28年より全県下診療所で後期高齢者歯科健診事業を実施している。

同事業の集団モデル健診では地区会場にて歯科医と言語聴覚士で歯科健診と嚥下咀嚼評価を行い、オーラルフレイル予防に関して歯科医の講話と言語聴覚士の機能訓練を実施している。

令和3年度介護報酬改定での施設系サービス・口腔衛生管理体制必須化に伴う各県歯科医師会の体制整備状況についての質問
(鳥根県歯科医師会)

〈提案理由〉

1) 令和3年度介護報酬改定にて施設系サービスである口腔衛生管理体制加算が基本サービスに導入され、3年の移行措置期間を経て廃止となる。この移行措置期間後に口腔衛生管理体制が構築できていない場合、施設側の基本サービスの算定に何らかのペナルティがあるのかを本会から事前に日本歯科医師会に伺ったところ、「明確ではないが、施設系サービスにおける口腔衛生管理体制を構築していない施設は、3年の移行措置後は基本サービスが算定できない、減額等が講じられることがあり得る」との見解であった。

各施設等が口腔衛生体制管理を行うためには、歯科医師による研修や半年に一度の指示・助言が必要になる。当然、歯科医師として入所者への口腔健康管理に対応する義務がある上、日本歯科医師会の見解を踏まえると、場合によって、今後3年の間に、口腔衛生管理体制加算を算定していなかった施設サービス事業者から歯科医院、地区歯科医師会、各県歯科医師会に対して協力歯科医の要請・要望が殺到する懸念もある。

この状況を鑑み、現時点でどのような準備や検討を行っているのか。また今後、施設系介護サービス事業者から口腔衛生体制管理体制整備のため協力歯科医に要請があった場合は、ハードおよびソフト両面で、どのような体制をとっていくようにお考えなのか、各県歯科医師会、厚生労働省へお聞きしたい。

2) 施設系サービスにおける措置のため、口腔衛生管理体制構築に協力する歯科医師には、必要な研修や助言・指導を行っても、報酬、手当が無いことは問題である。

ただ、報酬等を得られるようにする場合、協力歯科医と施設系介護サービス事業者との金銭事項を含む契約が必要となるが、抱え込み等の懸念や制度の考え方によって、現状では施設との契約は好ましくないという風潮もある。

本会が事前に日本歯科医師会にお聞きしたところでは、「現時点で契約して当該サービスを実行している場合を制限するものではないが、契約においては個人ではなく、県や郡歯科医師会として施設系介護サービス事業者と締結することが望ましい」とのアドバイスを受けた。

この協力に対する報酬に対し、現時点で準備や検討を行っている、または 対価の保証方法と今後の在り方、特に契約をどのように行くと良いかお聞きしたい。

今後の対応を検討する上各県歯科医師会、厚生労働省へお伺いしたい。

厚生労働省（担当：老健局）

1) これまで、介護保険制度において、施設系サービスにおける口腔衛生管理の充実を推進してきており、約7割の介護保険施設が協力歯科医療機関を定める※など口腔衛生管理体制が整備されつつあります。

※令和元年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康推進事業介護保険施設等における口腔の健康管理等に関する調査研究事業報告書（令和2年3月）

このような状況も踏まえ、令和3年度介護報酬改定では、口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、3年の経過措置期間を設け、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める見直しを行ったところです。

令和3年度介護報酬改定を踏まえた「施設系サービスにおける口腔衛生管理、栄養ケア・マネジメントの取組の充実について対応状況の把握、推進方策の検討」については、令和4年度に改定検証調査を行う予定であり、その結果も踏まえて、令和6年度介護報酬改定に向けた議論を行うこととしています。

2) 介護保険施設と協力歯科医療機関との契約については、民間と民間の契約になるため、日本歯科医師会や各県歯科医師会でご検討いただきつつ、厚生労働省としては、介護保険施設と協力歯科医療機関との協力・連携体制等について、実態把握を行っていく予定です。

山 口 県

< 歯科医師会 >

1) 山口県歯科医師会でも、同様の問題意識は持っており、先日行われた山口県健康福祉部との協議会において協議題として挙げさせていただいた。その時の県からの回答が、特養や老健は協力歯科医療機関を定めるように努めなければならないとされているので、ほとんどの施設において協力歯科医療機関が定まっていると思われる。今後は各施設に対して集団指導等を通じて、今回の改定内容の周知を行うとともに、基本サービスとしての口腔衛生管理の実施が進むように県としてしっかり指導、助言をしていきたい、ということであった。

現実的には、山口県からの回答にもあるように、ほとんどの施設においては協力歯科医がすでに定められていると思うので、協力医になっている会員の先生へのサポートが重要になってくるのではないかと。そこで対応としては、必要な研修や助言・指導を個々の協力医の先生が行わなくても、会が行っている研修会に施設の職員が参加することで要件を満たすということでサポートが可能と考えている。

2) 個人ではなくて、県または郡市の歯科医師会が施設系介護サービス事業者と契約すべきというのが日歯の見解ということなので、協力歯科医が定まっていないサービス事業者に対しては歯科医師会に相談するように、行政や事業者団体等に周知・指導を行っていきたいと考えている。

広島県

<歯科医師会>

1) 2)

ご指摘のとおり、今春の介護保険改定により歯科専門職による技術的助言・指導のニーズの増加が見込まれ、施設利用者の口腔衛生状態の向上が期待できる。

8月1日現在、広島県における介護保険・口腔衛生管理加算の対象となりうる施設は414施設あることは把握しているが、県歯レベルでは特に対策を立ててはいない。

一部の郡市会では、

- ① 加算対象となる施設数および会員が関与する施設数の把握
- ② 技術的助言等を希望する施設の把握（郵送アンケート等）
- ③ 希望施設への会員出向の斡旋・割り振り
- ④ 施設との業務委託契約文書の作成要点に関する弁護士との相談等、事業の検討・準備を始めているところもある。

岡山県

<歯科医師会>

本会としては特に対応しておりません。

本日の会議の内容を検討し、今後対応を考えたいと思います。

鳥取県

<歯科医師会>

1) 現時点では準備や検討は行っていない。

普段、訪問歯科診療を行っていない歯科医は、施設の口腔衛生管理体制のために対応する必要があることを知らないと思われる。

施設から協力歯科医に要請があった場合に備え、歯科医が入所者に対してどのような口腔健康管理をしたらいかについて等の説明会を行う必要があるかもしれない。

2) 協力歯科医と施設との報酬上の契約は無報酬が多いと思われる。

施設の口腔衛生管理体制に協力する歯科医に対しても適切な費用配分が必要と考えるが配分比については検討が必要である。

協力歯科医が決まっていない施設においては、近在歯科医が協力しやすいと思われるが、その地域の歯科医師会が仲介する必要があるかもしれない。

後期高齢者等にむけた周知媒体について

(島根県歯科医師会)

〈提案理由〉

本県では平成27年より後期高齢者歯科口腔健診を行っている。この内容には歯周病や齲蝕等一般的歯科処置で対応できる事以外に低栄養や口腔機能の低下等のチェック項目も含んでおり、これらの事後措置は歯科だけでは対応できない。そのため、各地区歯科医師会において行政や他職種との対応、もしくはその対応について検討をお願いしているところである。

また、今後この健診のさらなる受診率の向上には、様々な周知や理解が必要となるが、フレイルに代表される高齢者の問題は最近のトピックであり、一般の方々にはまだ十分に知られていないと感じている。こうした状況を少しでも改善するため、健診後や健診の周知、通いの場等において配布する媒体作成の参考にさせていただきたいので、低栄養や口腔機能低下といった高齢者の問題について、各県で一般向けの媒体を作製されているのであれば、情報提供をお願いしたい。

山 口 県

＜歯科医師会＞

山口県歯科医師会では、一般向けの周知媒体として「高齢者のための口腔ケア」を作成している。

(参考URL <https://www.ygda.or.jp/renkei/file/handbook.pdf>)

平成24年の作成物につき、“フレイル・オーラルフレイル”という文言は盛り込まれてはいるが、口腔ケアを中心に、誤嚥性肺炎・唾液腺マッサージ・口腔体操について掲載し、介護予防教室や通いの場などで活用されている。

また、山口県において「元気っちゃ！やまぐちオーラルフレイル対策」リーフレットが作成されている。こちらは、オーラルフレイルの周知に対応した媒体となっている。(参照URL <https://kenko.pref.yamaguchi.lg.jp/oral-flail/>)

広 島 県

＜歯科医師会＞

広島県歯科医師会では、【資料番号29】に記載のとおり「かみかみ百歳体操～広島県歯科医師会バージョン～」の動画を作成したところである。また、訪問看護師や介護職の方が介護現場で安心して「口腔ケア」が行えるよう「要介護高齢者のお口のケア」のリーフレットを作成した。

提供資料

リーフレット「要介護高齢者のお口のケア」

提供方法

来賓・各県主管部局・各県歯科医師会・労働局・教育委員会 各1部配布

岡山県

<歯科医師会>

特にコロナ禍に特化したものはなし。

提供資料「健康なお口で延ばそう健康寿命」

鳥取県

<歯科医師会>

本県では、広域連合が実施する後期高齢者口腔機能向上支援モデル事業にて、市町村の保健事業として歯科医、言語聴覚士で集団健診を行い、医療介護連携と機能向上の普及啓発の推進を図っている。

また、本年度より後期高齢者健診の問診票にて口腔機能関連に不具合の訴えがあれば、口腔機能歯科健診の受診券を対象者に郵送し、歯科医院での健診受診率の向上を図っている。

周知媒体として、鳥取県後期高齢者広域連合が後期高齢者歯科健診の啓蒙チラシ・ポスターを作成し、配布を行っている。

【資料番号 29】

コロナ禍におけるオーラルフレイルの予防対策について

(広島県歯科医師会)

<提案理由>

「コロナのため、マスクしたままではできない、大きな声が出せない」などにより、口腔体操を集団で行うには強い逆風が吹いていると各地区でよく聞いており、そのことにより、各地の地域包括支援センター等から、高齢者の口腔機能の低下による低栄養が指摘されてきた。そういった状況の中で、広島県歯科医師会では、高知市が作成された「かみかみ百歳体操」の広島県歯科医師会バージョン（マスクを付けても取り組みやすいように配慮した）を作成し、DVDの作成やウェブサイトへの掲載をすることで、オーラルフレイルの予防対策として県民に活用いただければと考えている。

そこで、各県においてオーラルフレイル予防対策で行っているものをご教示いただきたい。

*参考

掲載ページ：動画・リーフレット「かみかみ百歳体操」

https://www.hpda.or.jp/residents/news/info_20210604000000.html

山口県

<歯科医師会>

本県では今年度より、通いの場でのオーラルフレイル予防事業を行っている。まずモデルケースとして、無歯科医地区を選定し、従来、通いの場で行っていた「いきいき百歳体操」の最後20分間に、パ

タカラ体操やあいうべ体操、歯科衛生士によるテーマごとのミニ講話などを行い、フレイルとともにオーラルフレイルについても予防していただく内容とした。

コロナ禍ではあるが、感染予防対策を徹底し、3か月間（全12回）のカリキュラムで、1回目と12回目に口腔機能検査も行い、それを参加者へフィードバックし、モチベーションの継続を促した。また、口腔体操を全県下に拡大できるように、オリジナルの「お口の体操DVD」や「あいうべ体操音源CD」も作成した。今後は、希望する自治体へも配布する予定である。

島根県

＜歯科医師会＞

事例として、松江市歯科医師会では、令和2年度介護予防事業の一環として、オーラルフレイル予防対策としての動画を作製（タイトル「衰えはお口から？フレイルとオーラルフレイル」）し、行政のYouTube公式チャンネルから配信している。安来市歯科医師会では、行政からの委託を受けて市民向けにオーラルフレイル啓発番組を作製し、ケーブルテレビで放送している。

岡山県

＜歯科医師会＞

特にコロナ禍に特化したものはなし。

鳥取県

＜歯科医師会＞

現在鳥取県ではコロナ禍におけるオーラルフレイルの予防対策については、特に何も対策をしていない。「かみかみ100歳体操」を拝見させていただいた。体操もわかりやすく、各自で行っていただくという感染予防対策はすばらしく思い、鳥取県も広島県を参考にさせていただきたい。

【資料番号 30】

口腔機能低下症について

（広島県歯科医師会）

＜提案理由＞

2018年4月から、口腔機能低下症の7項目の検査と管理が医療保険に導入された。しかし、導入から3年を経過したが、臨床現場での実施状況は極めて限定的である。せっかく導入された検査をうまく活用し、広く国民の口腔の健康に貢献することが我々の責務であるが算定率が低いままであると廃止される恐れがある。そのためには、個人が努力するだけでなく、歯科医師会を挙げての制度の改革（検査内容や保険ルールの改定など）が必要と考えられる。

そこで、各県の令和2年度の算定状況（算定件数）とその増加に向けての取組みがあればご教示願いたい。

山 口 県

<歯科医師会>

令和2年度の山口県での口腔機能低下症の7項目の検査と管理の算定状況について独自に把握はしておらず、国保連合会、支払基金に確認した。まず、国保連合会からは情報提供いただけなかった。支払基金からは①口腔機能管理料887件②舌圧検査279件③咀嚼能検査94件④咬合圧検査66件との情報提供をいただいた。県内の開業歯科医院数が約700件であることを考えると、ご指摘のように算定率は低いと思われる。現状把握のためにも独自に集計を行うか、国保連合会、支払基金との連携に取り組んでいきたいと考えている。

山口県歯科医師会の取組としては摂食嚥下研修会、そして障がい児(者)・要介護者歯科診療研修会を主催し、講師を招いて口腔機能低下症に関連した講演・実習を行い、知識の向上と検査・管理の活用に努めている。新型コロナウイルス感染症の影響により会場での集団講義・実習は現状困難であるが、人数制限やハイブリット形式にて会場とWEBで参加者を募るなど、継続的に研修会を開催できるよう取り組んでいる。

島 根 県

<歯科医師会>

島根県歯科医師会では、口腔機能管理料の保険収載に対して、外部講師を招き口腔機能低下症の研修会を平成31年4月に開催しました。

研修会は、東京歯科大学老年歯科補綴学講座 教授 櫻井 薫先生の講演後、島根県歯科医師会社会保険部から保険請求についての説明を行いました。

また、令和2年度の口腔機能管理料の算定状況については、本会としては具体的な数値を把握していません。

岡 山 県

<歯科医師会>

支払基金 745件

国保連合会 8,154件

特段の取組は現在しておりませんが、今後行う必要があると考えております。

鳥 取 県

<歯科医師会>

本県でも、口腔機能低下症の算定率は低い状況である。

直接的な算定増加の取り組みはないが、各医院にて後期高齢口腔機能健診を実施しており、この健診を入り口として口腔機能低下症の算定率増加に繋がればと考えている。

歯科医師会としては、歯科医師によるワクチン接種を積極的に考えているのでしょうか？

(岡山県歯科医師会)

〈提案理由〉

コロナワクチンの打ち手不足から、条件が整えば、歯科医によるワクチン接種が可能になりました。その条件には、実習があり、一開業医が個人で条件を満たすのは困難と思われる。

もし、歯科医師会として積極的に考えているのであれば、歯科医師会主催の実習なり講義なりを企画して、会員の動員を図るべきですが、どのようなスタンスなのか伺いたい。

山口県

〈歯科医師会〉

山口県歯科医師会では、歯科医師によるワクチン接種を積極的に考えており、資料番号11のとおり、県主催の実技研修会への参加を促し、集団接種会場への派遣を行った。今後も要請があれば積極的に対応していきたい。

島根県

〈歯科医師会〉

本県では現時点で自治体からの要請がないため、ワクチン接種に関する具体的な対応を検討していません。

広島県

〈歯科医師会〉

今回の歯科医師によるワクチン接種について、広島県歯科医師会としては以下のような立場をとっている。

- (1) 国の難局において、歯科医療人としてできる協力は惜しまない。
- (2) ワクチン接種は一義的には医師や看護師が行うものであり、それでも足りない時に法律の範囲内で協力するというスタンスであるべき。
- (3) 歯科医師自身のワクチン接種が終了しているというのは最低の条件。

以上の立場から本会では広島大学の協力のもと県下で統一した内容のワクチン接種実技研修を適時開催しており、現状で県下多くの郡市地区の先生方401名が受講修了書を手にされている。

またすでに実際に自治体からの要請で大規模接種会場への歯科医師の派遣を行っている郡市歯会もある。

鳥 取 県

< 歯科医師会 >

鳥取県歯科医師会としては、鳥取県からの要請に応じて、積極的に協力している。

鳥取県、鳥取県看護協会と一緒に、セミナー、実習、派遣実施を行った。

[資料番号 1 1] 参照

第44回中国地域口腔公衆衛生協議会
からの申し送り分における回答

【第44回中国地域口腔公衆衛生協議会 より】

【資料番号 5】

糖尿病医科歯科連携の今後について

(鳥取県歯科医師会より)

＜提案理由＞

以前より医科歯科連携に関しては何度も議題に登っているところである。鳥取県では骨粗鬆症に関しては何度も医歯薬での研修会を開き、連携用紙を活用して整形外科医との連携は多少なりとも前進しているように感じられる。しかしながら糖尿病に関しては一向に連携が取れていないのが現状である。ネットで「糖尿病 医科歯科連携」と検索してみても医科からの発信は全く見られず、ほとんど全てが歯科からの発信である。このことから医科歯科連携を推進するためには糖尿病患者・歯周病患者への啓発よりも、糖尿病重症化予防と歯周病治療の関連といった基本的なことを内科医へ教育・啓蒙が必要であると考えます。各県での糖尿病医科歯科連携でどのように医師会等に働きかけしているのか、また厚労省として今後どのように医師会等に働きかけて行くのかご教示いただきたい。

厚生労働省（担当：医政局）

口腔の健康が全身の健康と深い関係を有することが広く指摘されており、糖尿病の合併症として歯周病及び歯の喪失等があることから、医科歯科連携を進めていくことは大変重要であると考えています。

厚生労働省では、地域の実情に応じた歯科口腔保健対策を推進するため、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、「8020運動・口腔保健推進事業」において、医科・歯科連携等、多職種連携の先駆的な取組等の調査研究を行い、その成果を普及・活用する「多職種連携等調査研究事業」の補助を行っています。

また、都道府県が医科歯科連携に資する人材養成のための研修（糖尿病患者等と歯科との関連に係るものを含む。）を実施する場合には、地域医療介護総合確保基金を活用できることとしています。

今後とも、医科歯科連携を含む多職種連携の推進とともに歯科医療提供体制の構築に向けて、関係者と連携しながら取り組んでまいります。

厚生労働省の産業保健活動に関する検討会委員等への歯科人材の登用について

(岡山県歯科医師会より)

〈提案理由〉

株式会社プレジデント社が調査した「リタイヤ前にやるべきだった…後悔トップ20」(2012年)の健康部門の第1位は『歯の定期検診を受ければよかった』であった。歯の治療や検診を後回しにしたため苦勞する羽目になったとの後悔である。厚生労働省が発行した「企業における従業員の健康保持増進等に配慮した職場づくりのための取組事例集」(2018年3月)には8企業の事例が掲載されているが、歯科に関する内容は見当たらず、先述のような退職者の声が現役の場に届いていないのであれば残念である。定年延長により気づきがさらに遅れる悪循環も危惧される。生活習慣病の側面をもつ歯科疾患には日々の意識が重要で、日常の労働の場こそ啓発の場として有効である。厚労省の産業保健活動の多職種連携・チーム体制等に関する検討会委員は、(公社)日本看護協会(公社)日本医師会等からの有識者14名で構成されているが、歯科界の人材は入っていない。こうした場に日歯等からの人材が登用され、上述のような産業保健の場での歯科啓発の重要性を主張されたい。厚生労働省、日本歯科医師会の見解をお伺いしたい。

厚生労働省(担当:労働基準局安全衛生部)

厚生労働省では、従来から、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」において、事業者が講ずる労働者の健康の保持増進のため措置が適切に実施されるよう口腔保健等の指導及び教育を事業場において行うことが望ましい旨の周知、指導を行ってきたところです。

近年、労働者の健康確保に向けた取組も変化が求められている状況をふまえ、本指針に基づく手引きを作成し、その検討におきましては、歯科の分野からも有識者として参画いただいたところです。今後も労働衛生に関する検討会においては、その趣旨、検討内容をふまえつつ歯科医師等を含めた有識者に参画いただく予定です。

また本指針では、事業場の健康増進対策を行う事業場外資源として地域の歯科医師会の活用も明示したところです。引き続き、口腔保健指導など歯科に関する啓発を図ることで、事業場における健康保持増進への取組を促進させてまいります。

(注釈) 事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号最終改正令和3年2月8日健康保持増進のための指針公示第8号)に基づき令和3年3月8日に本指針の手引きを公表しています。

<日本歯科医師会>

ご指摘の通り、産業保健の場で歯科の重要性を主張していくことは労働者の健康の保持・増進を図るためには不可欠であると考えている。

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(T H P 指針)の改正にむけての会議の場には日本歯科医師会も参画して主張し、事業場外資源に「地域の歯科医師会」が盛り込まれた他、健康指導の実施として「歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導」が明記されるなど、歯科関係の事項もいくつか盛り込まれている。また、改正を受けて作成された「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」においても、出前教室や定期的な歯科健診の実施といった事例などが示されている。

引き続き、産業保健の場における歯科の重要性の主張に向けて国に働きかけていきたい。

【資料番号 19】

『学校保健安全法』による大学での定期歯科健康診断の実施について

(鳥取県歯科医師会より)

<提案理由>

本会で何度も協議されているが、その後の進捗状況を文部科学省、日本歯科医師会、日本学校歯科医会にお伺いしたい。

日本歯科医師会

学校保健安全法施行規則第6条に規定している「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」に関し、大学1年生への健康診断においては「除くことができる」とされていることの見直しを文部科学省に要望し続けているが、実現に至っていないのが現状である。

実現に向けては日本学校歯科医会との連携が重要となるが、日本学校歯科医会とは連携して進めていくことを確認しており、学校職員への歯科健康診断の充実と併せて、対応していきたい。

特殊健診だけでなく、通常の歯科健診を職場の健康診断の一つとして義務化する働きかけはしているのか日本歯科医師会にお伺いしたい (岡山県歯科医師会より)

〈提案理由〉

仕事が忙しく歯科受診をしないまま年を取り、気が付いた時には食事に支障をきたす状態の口になっていたという事のないように、フレイルに対する啓発とともに行う必要があると考えている。

日本歯科医師会

「【資料番号13】『労働安全衛生法』による定期歯科健康診断の実施について（鳥取県歯科医師会より）」で示したように、「労働安全衛生法」による定期歯科健康診断の実施は極めて重要な事項であり、実現に向けて引き続き要望していきたい。

ただ、中小企業が9割以上を占める日本の労働体系に鑑みると、歯科健康診断の法制化を視野に入れつつ、企業における健康経営の視点からも、歯科健康診断を含めた歯科口腔保健活動の推進が求められると考えている。